

令和元年度 第1回真庭市総合計画審議会 会議次第

日 時：令和元年10月21日（月）

19時00分～

場 所：市役所3階会議室

1 開 会

2 部長あいさつ

3 会長あいさつ

4 市役所の最近の取組

5 自己紹介

6 協議事項

（1）今回の総合計画審議会での審議内容について

（2）総合計画・総合戦略の見直し方針について

（3）SDGsの取組推進について

（4）地域循環共生圏の推進について

7 その他

8 閉 会

真庭市総合計画審議会委員名簿

任期：平成30年1月25日～平成32年1月24日

番号	分野	代表者氏名	ふりがな	性別	団体名	備考
1	農業	矢谷 信道	やだに のぶみち	男	真庭農業協同組合	
2		大石 清子	おおいし きよこ	女	農家	
3	バイオマス	大月 隆行	おおつき たかゆき	男	真庭バイオマス産業杜市推進協議会	
4	林業	鳥越 康生	とりごえ やすお	男	真庭森林組合	
5	商工業	山下 豊	やました ゆたか	男	真庭商工会	
6	観光	佐山 修一	さやま しゅういち	男	(一社)真庭観光局	
7	都市計画	矢谷 光生	やだに てるお	男	真庭市都市計画審議会	
8	医療	金田 道弘	かねだ みちひろ	男	真庭市医師会	
9	福祉	三船 昌行	みふね まさゆき	男	真庭市民生委員児童委員協議会	
10	福祉	松浦 躬行	まつうら みゆき	男	真庭市社会福祉協議会	
11	保健	杉本 喜美恵	すぎもと きみえ	女	真庭市愛育委員会	
12	教育・子育て	大橋 彰人	おおはし あきひと	男	真庭市PTA連合会	
13	教育	杉 徹郎	すぎ てつろう	男	真庭市中学校校長会	
14	文化	福島 啓介	ふくしま けいすけ	男	(公財)真庭エスパス文化振興財団	
15	若者	辻 総一郎	つじ そういちろう	男	(一社)真庭市青年会議所	
16	防災	小松 美行	こまつ みゆき	男	自主防災組織連絡協議会	
17	まちづくり	加戸 義和	かど よしかず	男	北房まちづくり株式会社	
18		池田 昌弘	いけだ まさひろ	男	しめ山プロジェクト	
19		岡本 康治	おかもと こうじ	男	まにワッショイ	
20		加納 容子	かのう ようこ	女	NPO法人 勝山町並み委員会	
21		向井 美加子	むかい みかこ	女	真庭バイオマス産業杜市推進協議会	
22		山谷 逸士	やまや いつし	男	二川ふれあい地域づくり委員会	
23		大美 康雄	おおみ やすお	男	真庭なりわい塾	

事務局

1		有元 均	ありもと ひとし	男	総合政策部長	
2		宮本明幸	みやもと あきゆき	男	総合政策課長	
3		有富 基高	ありとみ もとたか	男	総合政策課 主幹	
4		河本 直貴	こうもと なおき	男	総合政策課 主査	
5		富永 翼	とみなが つばさ	男	総合政策課 主任	
6		難波 吉伸	なんば よしのぶ	男	総合政策課 上級主事	

第2次真庭市総合計画基本計画改定、 第2期真庭市まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定に向けての進め方について

1 計画改定、策定スケジュール・・・資料1-1

計画始期を統一して実施（令和3年度～）

→本年度：計画改定、策定に向けて準備・・・政策体系の整理等

※第1期真庭市総合戦略は1年延長を行う。

→来年度：計画改定、策定に向けて本格始動・・・部会、PT、各種会議等

（1）計画の期間

●総合計画

平成27年度（2015）～令和6年度（2024）

※第2期総合戦略、過疎計画との計画始期を統一するためR2年度（2020年度）
中に基本計画の改定を行う。

●総合戦略

・第1期真庭市総合戦略

平成27年度（2015）～令和元年度（2019）

→ 期間を1年延長 ～令和2年度（2020）

・第2期真庭市総合戦略

令和3年度（2021）～令和6年度（2025）

※総合計画基本計画の改定、過疎計画との計画始期を統一するため第1期総合戦略
を1年延長し、第2期総合戦略をR2年度（2020年度）中に策定。

（2）議会議決の時期 令和2年9月議会

→総合計画は議決案件（真庭市議会の議決すべき事件に関する条例）

→令和3年度当初予算へ反映させる。

2 計画策定に向けての推進体制・・・資料1-2

総合計画の策定にあたって、市民ならびに企業等に対しては行政との適切な役割分担のもと、理解と協力を求めながら自主的・積極的な活動を促進し、協働によりまちづくりを推進していく。

そのために、次のような審議会、分野別部会（策定委員会）、プロジェクトチームを設置するとともに、ものがたり会議の開催、パブリックコメント制度の活用等によって、市民のまちづくりについての提言、提案を基本計画に反映させる。

(1) 真庭市総合計画審議会・・・真庭市附属機関設置条例

団体代表者や学識経験者で構成する審議会を設置し、市長の諮問に応じ計画案に関する事項について調査及び審議を行う。

■審議会委員：任期 H30.1.1～R2.1.24 (23人)

(2) 真庭市総合計画推進本部・・・資料1-3、資料1-4

人口フレームや将来像など総合計画の重要事項について検討を行うとともに、基本計画の各分野の施策調整（関連部との施策の調整）や、成果指標の精査などを行い、基本計画の素案を策定する。

■構成：庁内組織（真庭市理事）

■実施予定：毎月1回随時（部局長会議の後）

※総合計画と総合戦略を一体的に策定するため、「まち・ひと・しごと創生本部」を廃止し、「総合計画推進本部」において総合戦略の策定等を行う。

(3) 分野別部会

市職員を部会員とし、総合計画の推進管理に必要な調査及び検討させるため、部会を設置する。（部会長：部長級、部会員：主幹級以上）

※真庭市総合計画プロジェクトチーム（職員PTメンバー：主査級以下）

専門的な見地から職員の意見やアイデアを反映し、各施策分野における現況と課題、政策や施策、各種計画の洗い出し、総合計画素案づくりを行う。

■構成：各部局長等から推薦された数十名

■実施予定：4月～9月

■予定回数：約10回（概ね2週間に1回）

(4) ものがたり会議

市内に住所を有するか、市内に通勤又は通学する者から公募し、市長が選任する。

総合計画に関し、広く市民の意見を募り、総合計画に反映させるために、総合計画の策定に必要な調査、研究及び検討を行い、その結果を市長に意見提言する。

職員PTと連携し合同会議（ワークショップ等）を実施。

(5) 政策アドバイザー・シンクタンク

産業界・関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア・士業（産官学金労言士）等でその方向性や具体案について、広く関係者の意見を反映する。

3 改定、策定の基本的な考え方

●総合計画

(1) 第1章 総論・・・資料1-5

第3節 人口フレームを修正・・・時点修正

※基本理念、基本目標、基本構想の修正は行わない。

※一部、「SDGs」など文言の追加修正を検討。

(2) 第5章 基本計画

- ・ 基本的目標を達成するために4つの柱で実施しています。
- ・ それぞれの政策において、「現況と課題」、「施策の方向性と目標」、「実施のための政策体系」などの内容を見直す。
- ・ 各部署で策定した各種計画に盛り込まれている施策を総合計画に反映させる。
- ・ 事務事業がほとんどない施策もあり、施策についてその数や内容を見直す。

(3) 第6章 政策体系図・・・資料1-6、資料1-7

- ・ 行政計画の再整理を実施します。
- ・ 今回の見直しを踏まえて、主要計画・準主要計画などを積極的に見直す。

●総合戦略

・ 第1期真庭市総合戦略

アクションプラン実施状況の進捗確認などを行い、KPIの再設定を行う。

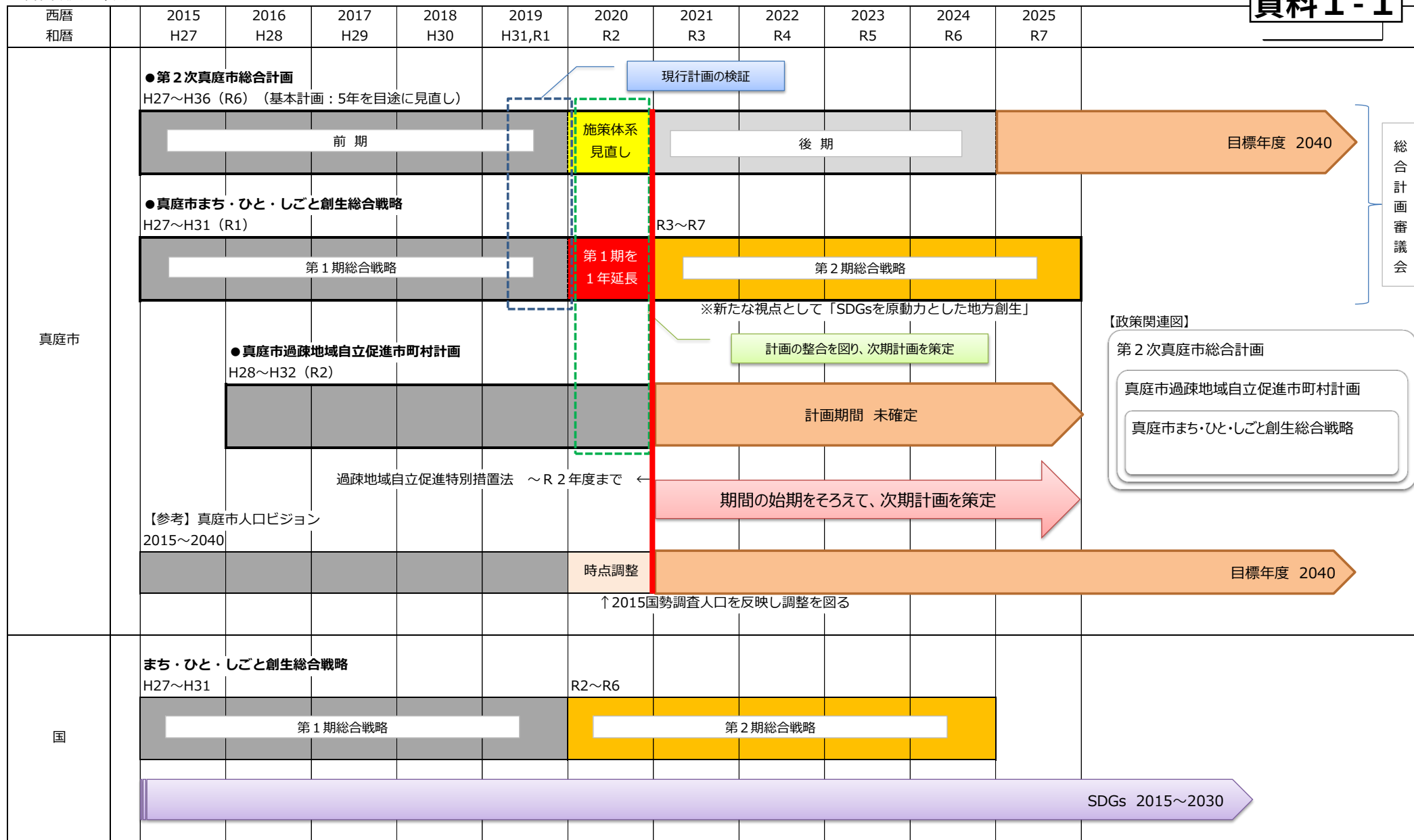
→本年度実施。

・ 第2期真庭市総合戦略・・・資料1-8

12月に示される予定の国の「第2期総合戦略」に基づき策定。

4 その他

- ・ 第2期真庭市総合戦略の策定に向けて、「真庭市人口ビジョン」を時点修正する。



◎真庭市総合計画推進体制図

資料 1 - 2

◎策定及び推進主体

- (1) 総合計画審議会
 - 「総合計画」に係る事項について調査及び審議
 - 「総合戦略」を総合計画実施計画に位置付け、策定に関する意見聴取及び進捗状況の検証
- (2) 真庭市総合計画推進本部（真庭市まち・ひと・しごと創生本部）
 - 「総合計画」「総合戦略」の策定及び推進主体
- (3) 分野別部会
 - 政策テーマごとの計画案策定及び推進
- (4) 真庭市総合計画策定ものがたり会議
 - オール真庭体制で推進するための市民組織
 - 各分野の参加、広く一般市民の参画による機運の醸成
 - 「総合計画」「総合戦略」策定及び推進に関する意見交換等
 - 一般公募及び各界の参加要請
- (5) アドバイザー・シンクタンク
 - 専門的な観点からのアドバイス及び具体的な体制運営サポート
 - 真庭市知恵袋、シンクタンク等を想定

市議会
意見交換、審議等

(4)ものがたり会議

- ・オール真庭の推進機運の醸成
- ・まちづくりワークショップ
- ・推進大会等

策定機関

(2)総合計画推進本部

(5)政策アドバイザー・シンクタンク

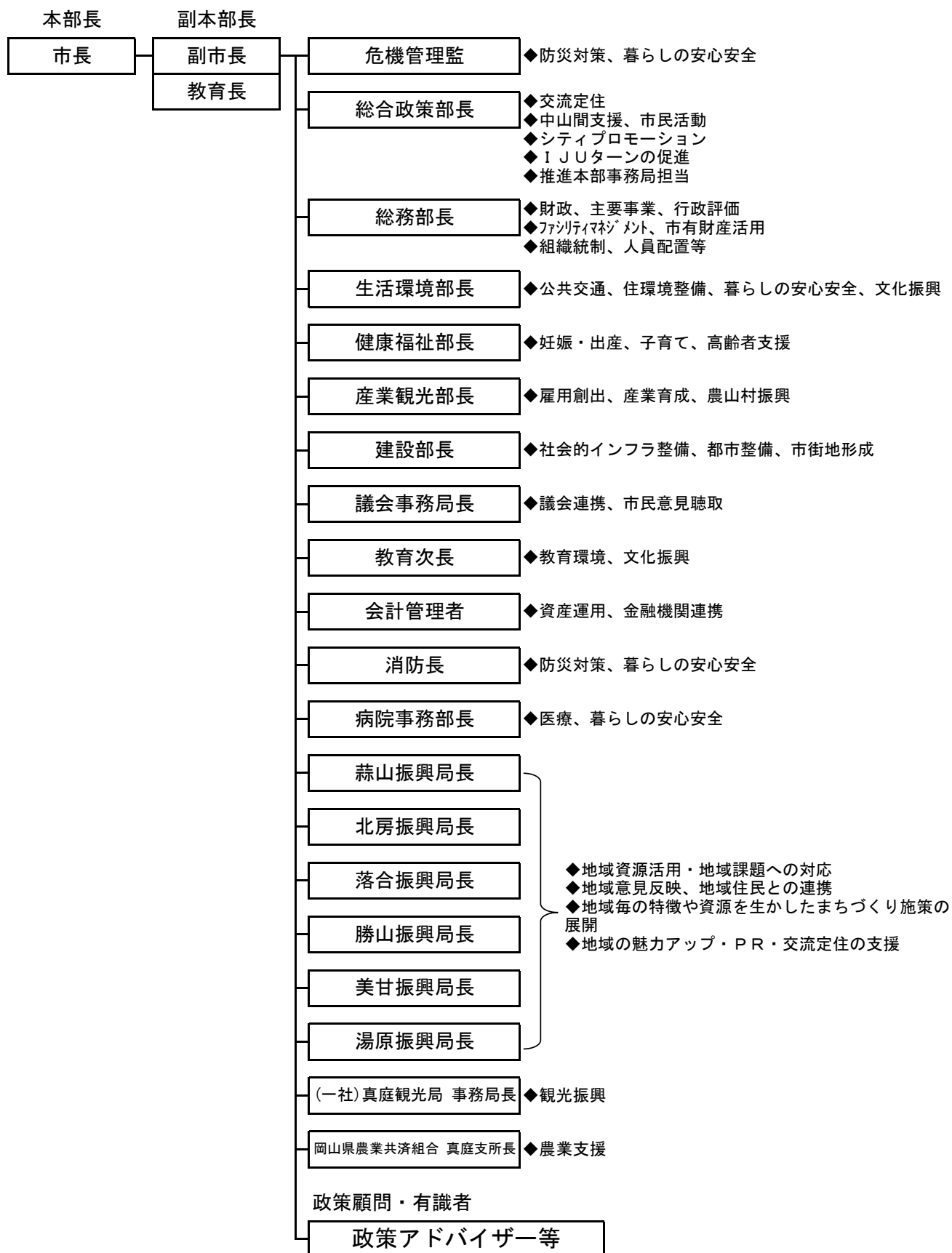
(3)各分野別部会本部会議
(部会長の指名メンバー)

検証機関

(1)総合計画審議会

(2)総合計画推進本部

所掌事務：「真庭市総合計画」、「真庭市まち・ひと・しごと創生総合戦略」
の策定、改訂及び推進



総合計画推進本部	まち・ひと・しごと創生本部	所属	氏名	備考
本部長	本部長	市長	太田 昇	
副本部長	本部長代理	副市長	吉永 忠洋	
副本部長	本部長代理	教育長	三ツ 宗宏	
総合計画と総合戦略を一体的に策定するため「総合計画推進本部」に一本化 本部員 本部員を「各部局長等」から「理事」に改正	副本部長	総務部長	長尾 卓洋	
	副本部長	総合政策部長	有元 均	
	本部員	危機管理監	橋本 敏郎	
		生活環境部長	澤山 誠一	
		健康福祉部長	上島 芳広	
		産業観光部長	新田 直人	
		建設部長	宮本 隆志	
		議会事務局長	河本 京子	
		教育次長	綱島 直彦	
		会計管理者	妹尾 久敏	
		蒜山振興局長	中谷 由紀男	
		北房振興局長	竹中 秀美	
		落合振興局長	松尾 憲和	
		勝山振興局長	河内 勝彦	
		美甘振興局長	高見 智	
		湯原振興局長	大熊 昭	
		消防長	安田 一	
		湯原温泉病院事務部長	須田 昌宏	
		(一社) 真庭観光局事務局長	木村 辰生	
		岡山県農業共済組合真庭支所長	小谷 仁志	

※真庭市総合計画推進本部の所掌事項に下記を追加。

- (1) 真庭市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び推進に関すること。
- (2) 雇用創出、交流定住、地域活性化、子育て支援等に資する施策の検討、方針決定に関すること。
- (3) その他地方創生及び地域再生に必要な事項に関すること。

※真庭市まち・ひと・しごと創生本部設置規程（平成27年1月14日訓令第1号）を廃止。

※政策体系を見直し、必要な部会を検討、設置。

第2次真庭市総合計画

目 次

● 第1章 総論	4
第1節 計画策定について	4
第2節 真庭ライフスタイルについて	5
第1項 「真庭ライフスタイル」とは（多彩な真庭の豊かな生活）	
第2項 なぜ「真庭ライフスタイル」を提案するのか	
第3項 「真庭ライフスタイル」の進化（成長サイクル）	
第4項 2040年「真庭ライフスタイル」	
第3節 人口フレーム	6
第4節 財政フレーム	7
● 第2章 基本理念 ～総合計画全体を貫く考え方～	9
● 第3章 基本目標 ～25年後のまちの姿～	9
第1節 「全体」・・・多彩な真庭の豊かな生活	9
第2節 「ひと」・・・私たちが創り未来につなげる	9
第3節 「まち」・・・多彩性と循環性のあるまち	9
第4節 「市役所」・・・市民と新しい価値をつくる	9
● 第4章 基本構想 ～10年間で達成しておきたいこと～	10
第1節 「全体」	10
第2節 「ひと」	10
第3節 「まち」	11
第4節 「市役所」	14

・それぞれの政策において、「現況と課題」、「施策の方向性と目標」、「実施のための政策体系」などの内容を見直す。

・政策体系図の見直し

多彩な真庭の豊かな生活

● 第5章 基本計画	15
第1節 目的と計画期間	15
第2節 施策推進の「4つ」の柱	15
第3節 真庭市民の誇りと責任	16
第1項 だれもが尊重され存在を認め合う	
第2項 「市の主権者」「地域の人」として意識し行動する	
第4節 ライフスタイルを実現する可能性の進化	20
第1項 一人ひとりの可能性を広げる（子育て・教育）	
第2項 安心な生活を地域で支え合う（健康・福祉）	
第5節 多彩で循環性のある持続可能なまち	24
第1項 多彩な地域の個性を育てる	
第2項 地域資源を生かした「回る経済」を確立する	
第6節 生活しやすく品格のある都市	28
第1項 生活の安全安心を高める	
第2項 生活の中で文化を楽しむ	
第3項 人が暮らす風景と快適な住環境をつくる	
第4項 中心市街地とネットワーク型都市を形成する	
第7節 「ひと」と「まち」の将来に責任を持つ市役所	36
第1項 「ひと」と「市役所」の新しい関係を築く	
第2項 効率的に「市役所」を経営する	
● 第6章 政策体系図	40

ひと 真庭ライフスタイルの主人公であり、真庭市の未来を創ります。

まち 「ひと」のライフスタイルを実現するための仕組みを備えています。

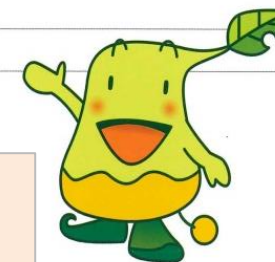
市役所 「ひと」と一緒に多彩な「まち」を実現します。

第 6 章 政策体系図

主要計画	準主要計画	方針・指針
教育振興基本計画	生涯学習基本計画	図書館基本構想
	文化振興計画	人権教育・啓発推進指針
	後期スポーツ振興基本計画	青少年健全育成推進方針
	学校適正配置方針(仮称)	男女共同参画基本計画
地域福祉計画	障がい者計画	
	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	
	健康づくり計画(健康まにわ21)	
	子ども・子育て支援事業計画	
交流定住推進計画	まち・ひと・しごと創生総合戦略(仮称)	
	地方人口ビジョン(仮称)	
	交流定住推進戦略プラン	
	協働のまちづくり推進指針	
	国際化推進指針	
	広聴広報基本方針(仮称)	シティプロモーション計画
地域防災計画	国民保護計画	
環境基本計画	新斎場建設基本構想	
	生物多様性まにわ戦略(仮称)	
	一般廃棄物処理基本計画	
経済産業ビジョン (仮称)	農業振興地域計画書	農業経営基盤の強化に関する基本的な構想
	森林整備計画	
	バイオマス活用推進計画	
	観光振興計画(「観光回廊真庭」づくり推進計画)	観光振興アクションプラン

主要計画	準主要計画	方針・指針
都市計画 マスタープラン	都市づくりビジョン	
	地域公共交通総合連携計画	
	道路計画指針(仮称)	
	景観計画	
	田園環境整備マスタープラン	農業農村整備事業管理計画
	水道事業基本計画(仮称)	農業集落排水整備計画
行政経営大綱	公共下水道事業全体計画	
	行政評価基本方針	行政評価ガイドライン
	定員適正化計画	人材育成基本方針
	アウトソーシング基本方針	
	補助金・負担金の交付に関する指針	
	使用料・手数料の見直し基本方針	
	公共施設見直し指針	公共施設適正配置方針(仮称)
	公共施設総合管理計画	公共施設管理運営方針
	指定管理者制度ガイドライン	
財政計画	第三セクター見直し指針	第三セクターに関する方針
	予算編成方針・執行方針	
	市税等滞納整理対策基本方針	

- ・行政計画の再整理を実施します。
- ・基本計画の見直しを踏まえて、「主要計画」、
「準主要計画」など積極的に見直すこと。



真庭市行政計画体系図

主要計画		準主要計画	個別計画	資料 1 - 7
【総合教育大綱】：2016策定（総合政策課） 第2次総合計画の下、関連計画との整合性を図りつつ教育、学術及び文化振興を推進するため、その目標や施策の根本となる方針を示すもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき市長が定める ●基本目標：個性と能力を十分に伸ばし、互いのライフスタイルを応援しあう「まち」…共育（共に育みあう）ための「協育・郷育・響育」				
【教育振興基本計画】：2017～2021（教育総務課） 【目的】 真庭市の教育施策の基本的方向を示すために、教育基本法第17条2項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定する				
【文化振興計画】：2016～2020（スポーツ・文化振興課） 【目的】 市固有の文化資源や市民の文化活動を活かし、また新しい文化の創造を通じて、未来に繋がる文化振興を実現するため、長期的な視点に立って、文化振興の理念と基本目標を明らかにし、文化振興施策の基本を示す				
【市立博物館(仮称)整備基本構想】：策定未了（生涯学習課）				
【スポーツ振興ビジョン】：2016～2020（スポーツ・文化振興課） 【目的】 スポーツ基本法及びスポーツ基本計画に基づいて作成する真庭市独自のスポーツ振興計画であり、地域の実情にあわせたスポーツの推進に係る基本方針と基本施策を定める				
【スポーツの振興方針】：2018策定（スポーツ・文化振興課） 【目的】 「真庭市スポーツ振興ビジョン2016-2020」に示すスポーツ振興に係る理念等を実現するための諸施策及び具体的な事業の企画及び実施に係る方針				
【生涯学習基本計画】：2016～2020（生涯学習課） 【目的】 市民一人ひとりが、個性と能力を十分に伸ばし、互いに人生を応援しあい、心豊かな生き生きとした人生「多彩な真庭の豊かな生活」を送るために、市民それぞれが好奇心と創造性を育みながら、新たな価値を発見し、「学ぶ楽しさ」「知るよろこび」「実践する面白さ」を実感する「生涯学習社会・知の循環型社会」を構築していくための方向性を示す				
【図書館基本構想】：2015策定（生涯学習課） 【目的】 生涯学習を総合的に進めるための拠点として、今後一層の充実が求められる「図書館」の今後のあり方について定める				
【人権教育・啓発推進指針】：2010策定（生涯学習課・くらし安全課） 【目的】 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、本市が今後実施する人権教育・啓発についての基本方針を示し、関係施策の総合的かつ計画的な推進を図る				
【男女共同参画基本計画】：2016～2020（くらし安全課） 【目的】 本市における男女共同参画社会の実現に向けた総合的かつ、包括的な施策への取組みの指針となるもの。「女性活躍推進法に基づく真庭市推進計画」と「真庭市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」にも位置付ける				
【消費者行政基本方針】：2014策定（くらし安全課） 【目的】 真庭市の消費者施策を体系化し、消費者および事業者や、市をはじめとする行政機関等が連携し、真庭市民の消費生活の安定及び向上を図る				
【小・中学校適正配置実施計画】：2017策定（教育総務課） 【目的】 小・中学校における児童・生徒の減少に伴う学校規模の適正化と教育環境の向上を図る				
【市立小・中学校給食施設整備計画】：2017策定（教育総務課） 【目的】 少子化や社会情勢の変化等に対応し、持続可能かつ安全で安定した給食提供の質の向上させ、安心安全で効果的な給食施設としていくための施設整備計画				
【地域福祉計画】：2018～2023（福祉課・高齢者支援課） 【目的】 社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」のため同法第107条に基づく計画				
【障がい者計画】：2018～2023（福祉課） 【目的】 障がい者基本法第11条に基づく「市町村障がい者計画」。ノーマライゼーションとソーシャルインクルージョンの理念のもと、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す				
【障がい福祉計画・障がい児福祉計画】：2018～2020（福祉課） 【目的】 （障がい福祉計画）総合支援法第88条に基づく「市町村障がい福祉計画」。地域社会における共生実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がいのある人の日常及び社会生活を総合的に支援し、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画 【目的】 （障がい児福祉計画）児童福祉法第33条に基づく「市町村障がい児福祉計画」。児童が心身ともに出生・育成が健やかで、その生活を保障愛護することを目的とする				
【高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】：2018～2020（高齢者支援課） 【目的】 老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」。市の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進すると共に、介護保険事業等の円滑な運営を図る				
【まにわ食育・健康づくり計画】：2016～2025（健康推進課） 【目的】 （まにわ食育計画）食育基本法に基づく「市町村食育推進計画」、（健康づくり計画）健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」市民の健康づくり及び食育推進に関する基本的方向を定め、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進める				

主要計画	準主要計画	個別計画	資料 1 - 7
		【特定健康診査等実施計画】：2018～2023（市民課） 【目的】 高齢者の医療の確保に関する法律第18条特定健康診査等基本指針に基づき、国民健康保険の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法、実施並びにその成果に係る目標に関する基本的な事項について定める	
		【データヘルス計画】：2018～2023（市民課） 【目的】 診療報酬明細書等を活用し、健康状態や健康課題を客観的な指標とした分析結果を踏まえ、被保険者の健康増進を図る	
		【自殺対策計画】：2019～2025（健康推進課） 【目的】 自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき、本市の現状に応じた自殺対策の方向性や目標を定める	
		【次世代育成支援地域行動計画】：2010～2014（子育て推進課） 【目的】 「ワーク・ライフ・バランスの実現」とともに、その社会的基盤となる「親の就労と子どもの育成の両立と家庭における子育てを包括的に支援する仕組み」を「車の両輪として、同時並行的に取り組んでいく行動計画	
		【子ども・子育て支援事業計画】：2015～2019（子育て支援課） 【目的】 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」。「子どものための教育・保育給付（幼稚園や保育所への入所支援）」及び「地域子ども・子育て支援事業（子育て支援のための施策や事業）」の事業量見込み、提供体制確保策を定める	
		【幼稚園・保育園整備計画】：2013～2018（子育て推進課） 【目的】 本市の幼稚園・保育園等を取り巻く現状と課題、国の施策及び社会情勢等を総合的に検討し、保育・教育目標や施策の推進計画、幼稚園・保育園・認定こども園の施設整備に係る基本方針や地域ごとの施設整備計画を定め、望ましい保育・教育環境の整備を図る	
		【人口ビジョン】：2015～2040（総合政策課） 【目的】 【目的】人口の状況と今後の見通しに対して、真庭市に暮らす人々が人口に関する意識を共有し、今後目指すべき将来の方向と展望を示すもの。「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「真庭市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するにあたり、「人口減少の克服」と「地域の活性化」に向けて効果的な施策を企画・立案する重要な基礎となるもの	
		【まち・ひと・しごと創生総合戦略】：2015～2019（総合政策課） 【目的】 少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に対応した地方創生のため、地方公共団体において、各分野にまたがる政策の目標や基本的方向性等を明示し、雇用創出、結婚・出産・子育て、まちづくりなど、政策全般にわたる戦略を定める	
		【SDGs 未来都市計画】：2018～2020（総合政策課） 【目的】 国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」において、「地方創生の一層の推進に当たっては、持続可能な開発目標（SDGs）の主流化を図り、SDGs達成に向けた観点を取り入れ、経済、社会、環境の統合的向上等の要素を最大限反映する」とされています。これを受けて、真庭市におけるSDGsの達成に向けたモデル的な先進事例の創出と普及展開活動を通じ、SDGsを市民生活や行政活動に広く浸透させ、地方創生の深化・自律・循環型社会の形成につなげるための地域計画	
		【地域循環共生圏計画】：2019～2021（総合政策課） 【目的】 第5次環境基本計画で主唱された「地域循環共生圏（SDG s の理念に沿った環境、社会・経済の一体的発展を目指した、自立・循環型社会の形成）」の創造に向けた市の方針・体制・施策をとりまとめた地域計画。市内外の多様な主体と積極的に連携・協力し、地域資源により適切な規模の循環の形成を行い、多彩な地域を「モノ・カネ」が循環し、安全安心な生活ができる「まち」を目指す	
		【地域再生計画】：目的ごとに随時策定（総合政策課） 【目的】 少子高齢化が進展し、人口減少が続くと共に、産業構造が変化する中で、地域の活力の向上及び持続的發展を図る観点から、地域産業の振興、生活環境の改善、観光・交流の促進など、地域の魅力を向上し地域再生を図るために取組もうとする個別の事業や、それを実施するための国の支援措置等について具体的に定める実施計画	
		【交流定住推進計画・交流定住推進戦略プラン】：2014～2018（交流定住推進課） 【目的】 人口減少に対応し、地域の持続可能性を維持するための「交流定住事業」を効率的かつ継続的に実施し、最大の効果を挙げることを目的に策定する。 【目的】 「交流定住推進計画」で示された「目標、基本方向」を達成するために、推進体制や具体的に取り組む重点施策を示す実施計画	
		【移住定住推進アクションプラン・戦略プラン】：2015～2018（交流定住推進課） 真庭市交流定住推進計画に掲げる6つの施策と15の取り組みを実現する移住定住に関する具体的なアクションプランとして策定し、交流定住推進計画に掲げる目標の達成を目指す	
		【協働のまちづくり推進指針】：2006策定（交流定住推進課） 【目的】 市民と行政がお互いの信頼関係を基本に、それぞれの役割を認識し合い、魅力と活力にあふれた住みよいまちを実現するため、「協働」の考え方や推進の手法を示す	
		【国際化推進指針】：2007策定（交流定住推進課） 【目的】 国籍等に関係なく全ての人が安心して暮らせる社会を目指し、異文化を理解し国際感覚の醸成に努めるなど、市民・企業・国際交流団体・行政がそれぞれの役割を担い、協働により国際化を進めるといった、真庭市の国際化推進に向けた基本的な考え方を示す	
		【広聴広報基本方針】：2015策定（秘書広報課） 市民の理解と参加を得ながら市政を運営するため、様々な機会を通じて市政に関する情報発信・説明責任の徹底と同時に、市民の意見やニーズを的確に把握し、情報の共有化を図ることが不可欠であり、そのための広聴広報活動の基本方針を明確にする	
		【情報化計画】：2016～2020（秘書広報課） 【目的】 「真庭ライフスタイル～多彩な真庭の豊かな生活～」を実現していくために、情報通信技術で何ができるのかという観点から、市の情報化推進における基本的な理念や方針を定めるとともに、情報化の具体的な諸施策を示す	
		【シティ°DE-ジョン推進アクションプラン】：2015～2018（秘書広報課） 真庭市への移住・定住を促進することを目的に、多彩な地域の個性を育て自信と誇りをもって魅力として発信し、真庭市を「知ってもらう」、「認知度向上」に向けたアクションプラン	

主要計画	準主要計画	個別計画	資料 1 - 7
【環境基本計画】：2018～2030（環境課）			
【目的】環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本的な計画			
		【生物多様性地域連携保全活動計画】：2014策定（環境課）	
		【目的】生物多様性地域連携促進法に基づき策定する法定計画であり、地域の自然的・社会的条件に応じた生物多様性の保全のための活動を、地域における多様な主体が有機的に連携し行うことを促進し、豊かな生物多様性の保全、自然の恩恵を享受しながら育まれてきた真庭の暮らしの持続性確保に寄与する	
		【一般廃棄物資源化（処理）等基本計画】：2015～2025（環境課）	
		【目的】廃棄物処理法第6条第1項に規定により、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出抑制及び発生から循環利用、最終処分に至るまでの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定める	
		【地球温暖化対策実行計画】：2017～2021（環境課）	
		【目的】地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく、行政の事務・事業から排出される温室効果ガス総排出量の削減目標と削減措置を設定し、実施・点検する	
		【災害廃棄物処理計画】：2018策定（環境課）	
		【目的】真庭市が大規模な地震や水害等の災害に直面した際に、災害により発生した廃棄物の処理を迅速かつ円滑に実施し、速やかな復旧・復興を進めるため、災害廃棄物に関して予測される事態への対応策、災害廃棄物処理の手順をあらかじめ定めるとともに、災害発生に備えて平時から取り組んでおくべき事項を整理する	
【産業振興ビジョン】：2016～2025（産業政策課）			
【目的】真庭市の経済・産業の現状を認識し、市内産業に関する問題点や産業活動に関わる施策ニーズ、産業の強みや弱みを把握することで、産業振興の基本方針を明らかにし、地域の発展のための指針とする。「回る経済」を実現するため、その具体的方策を示すもの、新たな産業振興施策を実施するための基本計画			
【産業振興ビジョンの目標】「産業振興による雇用創出を通じた転入超過の実現」ー人口の社会増を目指してー			
		【農業振興地域整備計画書】：2012策定（農業振興課）	
		【目的】優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するために、「農業振興地域の整備に関する法律」第8条に基づき定める総合的な農業振興の計画であり、農用地利用計画編において、概ね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地及び農用地区域内の農業上の用途を指定する	
		【農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想】：2016策定（農業振興課）	
		【目的】営農条件に恵まれない山間地域において、耕作放棄地の増加が顕在化しつつあり、周辺農地の耕作にまで支障を及ぼすことが懸念されることから、これらの耕作放棄地の防止・解消を含め、農業生産の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画書に即し、農村地域の秩序ある土地利用の確保に関する方針	
		【農畜産物生産販売戦略】：2010策定（農業振興課）	
		【目的】市内農畜産業の重要な担い手である小規模生産者も参加できる新たな販売・流通体制の確立等、販売・流通面からアプローチし、「売れる」産品出荷による所得増加を図り、これを生産者の意欲向上と生産増加につなげていく本市農畜産業の新たな振興戦略	
		【酪農及び肉用牛生産近代化計画書】：2008～2020（農業振興課）	
		【目的】酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領第2市町村計画に基づき定める、真庭市における酪農及び肉用牛生産の役割・機能及び基本的な展開方法に関する方針・計画	
		【e-むらづくり地区計画】：2006策定（農業振興課・秘書広報課）	
		【目的】真庭市の農山村地域における情報化推進の必要性及び具体的な情報化施策や整備計画について定める	
		【森林整備計画】：2019～2028（林業・バイオマス産業課）	
		【目的】真庭市内にある森林のうち、地域森林計画の対象となる森林を整備する上で基本となる計画で、かつ、森林所有者等が立てる森林経営計画の認定基準	
		【市有林管理計画】：2008策定（林業・バイオマス産業課）	
		【森林経営計画・森林施策計画】：策定予定？（林業・バイオマス産業課）	
		【治山・林道計画】：策定予定？（農林土木課）	
		【鳥獣被害防止計画】：2014～2016策定（農業振興課）	
		【目的】真庭市における鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針	
		【バイオマス活用推進計画】：2014～2023（林業・バイオマス産業課）	
		【目的】バイオマス活用推進基本法に基づき、地域内バイオマスの多面的・重層的な利活用促進及び高付加価値化を図るため、木質系に、畜産系・食品系・未利用系等の多様なバイオマスを加えた総合的な利活用計画	
		【バイオマス産業都市構想】：2014～2023（林業・バイオマス産業課）	
		【目的】「バイオマス活用推進計画」実現のための実行計画	
		【木質バイオマスエネルギー利活用指針】：2012策定（林業・バイオマス産業課）	
		【目的】木質バイオマスエネルギー利用の取組みに関する「仕組みづくり」、「指標設定」などの方法、課題や効果、今後の展開を含めた「利活用指針」	

主要計画	準主要計画	個別計画	資料 1 - 7
	【観光戦略】：2016策定（産業政策課）		
	【目的】これからの真庭市の観光を実施していく基盤となる「観光地域づくり」を推進するための戦略		
		【観光振興アクションプラン】：2018～2022（産業政策課）	
		【目的】「観光地域づくり」のための具体的な取組みについて示し、『真庭市観光戦略』を実施していくための実行計画	
都市計画マスタープラン：2008～2027（都市住宅課）			
【目的】都市計画法の規定に基づき、望ましい「まちの将来像」を念頭に、概ね20年後を見すえて定める「都市計画に関する基本的な方針」、「真庭市都市計画の総合的な指針」＝●実現すべき都市の将来像を明確にするための指針●都市計画を市民にとって身近なものとするための指針●都市の将来像に整合した各種都市計画の決定・変更の指針			
	【都市づくりビジョン】：2015～2024（都市住宅課）		
	【目的】真庭市総合計画及び都市計画マスタープラン等を踏まえ、真庭都市計画区域内における「用途地域の見直し」や「都市計画道路の見直し」等の具体的な都市計画の運用のための「将来像・目標」及び「都市計画の方針」		
	【公営住宅等長寿命化計画】：2011～2020（都市住宅課）		
	【目的】住宅セーフティネット法に基づき、住宅の点検及び管理修繕等により既存の住宅を長く使用していくことで更新コストの削減を図りつつ、良質な住宅を確保するための、総合的かつ効率的な市営住宅整備方針及び整備目標		
	【景観計画】：2010策定（都市住宅課）		
	【目的】景観法第8条に基づき、景観行政団体として本市が定める景観形成の総合的な指針となる計画		
	【地域公共交通網形成計画】：2016～2020（くらし安全課）		
	【目的】真庭市における地域公共交通への取り組みのフォローアップと取り組むべき施策を明らかにする		
	【市道改良・新設評価基準】：2017策定（建設課）		
	【目的】道路整備の統一した評価表を作成して優先度を見極め、予算の範囲内において、より一層公平で効率的な道路整備を行う		
	【橋梁の長寿命化計画】：2018～2022（建設課）		
	【目的】「真庭市公共施設等総合管理計画」に基づく、「橋梁」の戦略的な維持管理・更新等に係る取り組みを具体的に定めたもので、今後予想される橋梁の老朽化及び維持管理費の増大に対応するため、橋梁アセットマネジメントの考え方を導入し、各橋梁を中長期的な観点から計画的に維持管理し、橋梁の長寿命化を図り、道路ネットワークの安全性・信頼性の確保を図るとともに維持管理及び更新費用の縮減と平準化を目的とする		
	【水道事業基本計画(仮称)】※計画策定中？（水道課）		
	【田園環境整備マスタープラン】：2005策定：5年以内に「農村環境計画」に移行予定（農業振興課・農林土木課）		
	【目的】土地改良法の趣旨である「環境との調和への配慮を基本原則とする農業農村整備事業の推進」を具体化するための真庭市における「自然と共生する環境創造型事業」の推進における基本的な対応策等を示す構想		
	【農業農村整備事業管理計画】：策定予定？（農業振興課・農林土木課）		
	【農業集落排水整備計画】：策定予定？（下水道課）		
	【公共下水道（久世勝山処理区）全体計画】：2017～2035（下水道課）		
	【目的】浸水の防除（雨水の排除）、生活環境の改善（汚水の排除）、公共用水域の水質保全という下水道の目的が達成されるよう、将来の都市の状況を想定し、自治体の実情に合わせて総合的に策定する下水道計画（法定ではないが、下水道法に基づく下水道事業計画の上位計画に位置付けられ、下水道事業の骨格を定める計画）		
	【地域防災計画】：2017策定（危機管理課）		
	【目的】災害対策基本法に基づき、本市の地域に係る防災に関し、市及び市内の公共的団体、防災関係機関が処理すべき事務または業務の大綱、市民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定め、これらの対策を総合的かつ計画的に推進することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図る		
	【水防計画】：2017策定（危機管理課）		
	【目的】水防法第4条の規定に基づき、真庭市内の河川、ため池等の洪水等の水害に対処し、これによる被害を防止し、又は軽減することを目的とする		
	【耐震改修促進計画】：2016～2020（都市住宅課）		
	【目的】「真庭市地域防災計画（地震災害対策編）」、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」及び「岡山県耐震改修促進計画」に基づき、真庭市における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成27年度までに少なくとも9割にすることを目標とするとともに、平成32年度までに95%にすることを目標に掲げている）		
	【多数傷病者事故総合救急体制計画】：2014策定（危機管理課）		
	【目的】真庭市地域防災計画に基づき、多数傷病者事故に際しての総合的な救急体制の確立と、迅速かつ適切な救急活動の実施を図る		
	【国民保護計画】：2015策定（危機管理課）		
	【目的】国民保護法第35条の規定に基づき、真庭市における「国民保護措置」を的確・迅速かつ総合的に推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める		

主要計画	準主要計画	個別計画	資料 1 - 7
【行政経営大綱】：2015～2019（総合政策課）			
【目的】「ひと」と「まち」の将来に責任をもつ「市役所」を目指し、「行政運営」から「経営」の視点を取り入れ、限られた行政資源を「ひと」の暮らしに最も有効で最適な分野に重点的に活用する「行政経営」へ転換し、長期展望に立った「まちの経営」と「市役所の経営（行政経営）」の２つの戦略を効率的で確実に実施する責任を果たすため、人材育成と有機的で機動的な組織づくり、行政経営の最適化を行う			
	【行政評価に関する基本方針】：2014策定（総合政策課）		
	【目的】行政評価の客観的かつ厳格な実施を推進し、その結果を政策等へ適切に反映させるとともに、行政評価の過程と結果に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、市の行政活動等について市民に説明する責務がまっとうされるようにする		
	【行政評価ガイドライン】：2014策定（総合政策課）		
	【目的】真庭市行政評価に関する基本方針に沿い、確実かつ厳格に行政評価を実施するためのガイドライン		
	【定員適正化計画】：2015～2019（総務課・総合政策課）		
	職員定員管理を計画的に進めるための基本的な方針。厳しい財政状況と市勢振興施策の推進体制の強化を念頭に、「総人件費の抑制」と「組織としての能率向上」の観点から、定数外職員（再雇用、任期付、臨時等）も含めた人員配置及び組織の最適化を行う方針を明記		
	【人材育成基本方針】：2007策定（総務課）		
	【目的】行政の担い手である職員一人ひとりが、真庭市職員として明確な目標を持ち、可能性や能力を最大限に発揮できる人材を計画的かつ効果的に育成していくための方針		
	【アウトソーシング基本方針】：2015策定（総合政策課）		
	【目的】持続可能な財政基盤の確立のため、市民や社会の要請に対応した施策と事業の選択、成熟した「まち」に適した質の高い行政経営をめざし、アウトソーシングの推進にさらに取り組むための基本方針		
	【アウトソーシング実施計画】：：2013～2015（総合政策課）		
	【目的】アウトソーシングの着実な推進に資するために『アウトソーシング基本方針』に基づき、「アウトソーシング対象事務事業」とその内容である「個別方針」を取りまとめたアクション・プログラム		
	【補助金・負担金の交付に関する指針】：2013策定（総合政策課・財政課）		
	【目的】行政と市民の役割分担を明確にし、最小の経費で最大の効果の原則に立ち返り、全体最適の視点から全ての補助金等を見直す基準、指針		
	【使用料・手数料の見直し基本指針】：2014策定（総合政策課・財産活用課）		
	【目的】「負担額の設定根拠の明確化」・「適正な受益者負担のあり方」・「市民への説明責任」の観点から、現行の使用料・手数料の再点検及び見直しを実施し、さらに、見直し作業を通じた担当職員の業務理解や事務事業内容の充実による一層の住民福祉向上を図る		
	【公共施設等総合管理計画】：2017～2056（財産活用課）		
	【目的】国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき策定する地方公共団体インフラ長寿命化計画（行動計画）であり、これまでに実施してきた公共施設等（公共建築物及びインフラ資産）に係るマネジメントをさらに一歩進め、上質で成熟した「まち」に相応しい効率的で魅力的な施設経営と財産活用に取り組むためのファシリタマネジメント推進体制を構築し、人口や財政規模に応じた質・量ともに適正な公共施設等の配置を行い、持続可能な地域づくりを市民と共に実現していく		
	【公共施設再配置方針】：2019～2026（財産活用課）		
	「公共施設等総合管理計画」の目標達成にあたって、様々な利用者ニーズや地域特性などを勘案した、真庭市にふさわしい公共施設の再配置を検討するため第1期10年間(2026年まで)の施設分類ごとの具体的な方針		
	【指定管理者制度ガイドライン】：2015策定（総合政策課）		
	【目的】多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図るための「指定管理者制度」運用ガイドライン		
	【第三セクター見直し指針】：2010策定（総合政策課）		
	【目的】市の財政状況や社会環境・市民ニーズの変化に対応し、第三セクターの自立経営の確立に向けて、「経営の効率化・経営体質の強化・新たな事業展開」等抜本的見直しを実施するための指針		
	【第三セクターに関する方針】：2011～2015（総合政策課）		
	【目的】合併による市域の拡大や社会経済情勢、市民ニーズの変化等に対応した、各第三セクターの経営方針や経営形態にまで踏み込んだ抜本的な見直しや継続的な経営努力の促進・要請を目的に、「真庭市第三セクター見直し指針」に基づく、法人の概要・設立目的・実施事業・管理施設・設立目的等の確認、公益性や市関与（役員就任・出資等）の必要性、指定管理者としての適性等に関する、「市の関与方針」及び「公の施設の管理運営への活用方針」		
	【中期財政計画財政計画】：2016～2020（財政課）		
	【目的】総合計画に掲げられている施策を実施する際の中期的な財政収支の見通しを立て、市民に公表し財政状況を共有することにより、健全な財政運営を行うための指針		
	【市税等滞納整理対策基本方針】：2019策定（債権回収対策課）		
	【目的】「真庭市債権管理条例」に基づき、市税や使用料等の滞納整理及び収納向上対策の指針		

まち・ひと・しごと創生基本方針2019について

令和元年6月

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に向けて



第2期「総合戦略」策定に関する有識者会議(増田寛也座長)において第1期の検証と第2期に向けた取組を取りまとめ

まち・ひと・しごと創生基本方針2019

◎基本方針の枠組

- ①第2期(2020年度～2024年度)の基本的な考え方
- ②第2期の初年度(2020年度)に取り組む主な事項

◎スケジュール

6/21:基本方針2019策定

12月:第2期「総合戦略」策定

※12月に示す国の第2期「総合戦略」に基づき、地方公共団体は、地方版総合戦略を策定

第2期の方向性

第1期(2015年度～2019年度)の枠組

国

2014年12月策定

長期ビジョン

: 2060年に1億人程度の人口を維持する中長期展望を提示

総合戦略

: 第1期の政策目標・施策を策定

地方

全ての都道府県、1,740市区町村において策定済み

地方人口ビジョン

: 各地域の人口動向、将来人口推計の分析や中長期の将来展望を提示

地方版総合戦略

: 各地域の人口動向や産業実態等を踏まえ、第1期の政策目標・施策を策定

4つの基本目標と地方創生版・三本の矢

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
2. 地方への新しいひとの流れをつくる
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
4. 時代に合った地域をつくり、
安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

【地方創生版・三本の矢】情報支援、人材支援、財政支援

第2期(2020年度～2024年度)の枠組

第1期での地方創生について、「**継続を力**」にし、
より一層充実・強化

(国のビジョン・総合戦略)

◆年内に改訂(ビジョンについては、大きな変更なし)

(地方のビジョン・総合戦略)

◆国のビジョン・総合戦略を踏まえ、切れ目なく改訂

4つの基本目標と地方創生版・三本の矢

<4つの基本目標>

◆従来の枠組を維持しつつ、必要な強化

・「地方への新しいひとの流れをつくる」の取組の強化

・「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」について、子ども・子育て本部等と連携

◆「人材を育て活かす」「誰もが活躍する地域社会をつくる」観点を追加

◆新たな視点に重点をおいて施策を推進

・新しい時代の流れを力にする(Society5.0等)、人材を育て活かす等

<地方創生版・三本の矢>

◆従来の枠組を維持

◆地方創生関係交付金については、必要な見直しを実施

第2期における新たな視点

第2期(2020年度～2024年度)においては、4つの基本目標に向けた取組を実施するに当たり、新たな次の視点に重点を置いて施策を推進する。

(1) 地方へのひと・資金の流れを強化する

- ◆ 将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大。
- ◆ 企業や個人による地方への寄附・投資等を用いた地方への資金の流れの強化。

(2) 新しい時代の流れを力にする

- ◆ Society5.0の実現に向けた技術の活用。
- ◆ SDGsを原動力とした地方創生。
- ◆ 「地方から世界へ」。

(3) 人材を育て活かす

- ◆ 地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、掘り起こしや育成、活躍を支援。

(4) 民間と協働する

- ◆ 地方公共団体に加え、NPOなどの地域づくりを担う組織や企業と連携。

(5) 誰もが活躍できる地域社会をつくる

- ◆ 女性、高齢者、障害者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現。

(6) 地域経営の視点で取り組む

- ◆ 地域の経済社会構造全体を俯瞰して地域をマネジメント。

2020年度における各分野の主要な取組

1. 地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす

- ・「地域人材支援戦略パッケージ」等による人材の地域展開
- ・新たなビジネスモデルの構築等による地域経済の発展
- ・「海外から稼ぐ」地方創生
- ・地方創生を担う組織との協働
- ・高等学校・大学等における人材育成

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

- ・地方への企業の本社機能移転の強化
- ・企業版ふるさと納税の活用促進による民間資金の地方還流
- ・政府関係機関の地方移転
- ・「関係人口」の創出・拡大
- ・地方公共団体への民間人材派遣
- ・地方の暮らしの情報発信の強化

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる

- ・個々人の希望をかなえる少子化対策
- ・女性、高齢者、障害者、外国人等が共生するまちづくり

4. 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ・交流を支え、生み出す地域づくり
- ・マネジメントによる高付加価値化
- ・Society5.0の実現に向けた技術の活用
- ・スポーツ・健康まちづくりの推進

5. 連携施策等

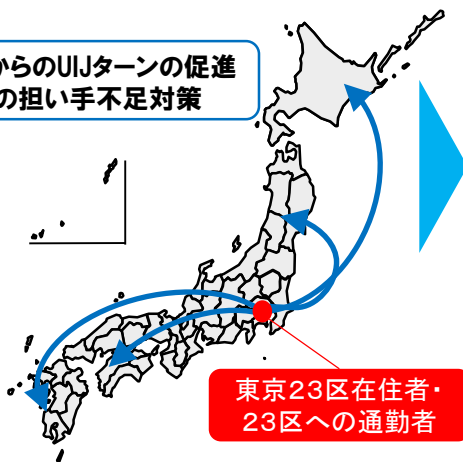
- ・地方創生に向けた国家戦略特区制度等の推進
- ・東日本大震災の被災地域における地方創生の加速化
- ・規制改革、地方分権改革との連携
- ・国土強靱化等との連携

「関係人口」の創出・拡大①

【地方創生推進交付金によるUIJターンの推進】(2019年度～)

	地方へ移住 (東京23区在住者又は 23区への通勤者が移住)	
地方での 就業	就業した場合 最大100万円	
地方での 起業	起業した場合 最大300万円 (最大100万円+200万円)	(地方にいたままで) 起業した場合 最大200万円

東京圏からのUIJターンの促進
地方の担い手不足対策



東京23区在住者・
23区への通勤者

○地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ) (H31.4.1現在)

<交付対象事業数(1回目採択)>
・38道府県(1,034市町村と連携)

※起業支援金・移住支援金の制度を昨年12月に公表した
のち、ふるさと回帰支援センターへの相談件数は増加
(12月～4月、前年比約13%増)

地域課題の解決や将来的な地方移住に向けた裾野を拡大するため、定住に至らないものの、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大を目指す。その際、個人と企業の取組を加速。

「関係人口」づくりのイメージ

定住／常勤

UIJターンによる起業・
就業者の創出等

プロフェッショナル
人材事業等

関係人口

農山漁村体験等

交流

地方との縁(関係)が、地方での移住先を決める大きな要因

➤ 地方移住の希望先を選んだ理由と回答割合

- ・自分(または配偶者)の生まれ育った場所だから 35.3%
- ・旅行などでよく行き、気に入った場所だから 32.0%
- ・親(または配偶者の親)の生まれ育った場所だから 13.1%

(出典)平成27年度 地方移住等の実態把握及び今後のあり方に関する調査
調査結果報告書(平成28年3月) 株式会社日本総合研究所

※地方移住等を志向する者1,552名のうち、地方移住を行いたい
場所を具体的に選んだ者634名に関するデータ

「関係人口」の創出・拡大②

➤ 様々な「関係人口」に関連する取組を加速化

・プロフェッショナル人材事業

・サテライトオフィス・二地域居住



Sansan株式会社 神山ラボ(徳島)

・サテライトキャンパス



慶應義塾大学鶴岡タウンキャンパス

・地方創生インターンシップ



・子供の農山漁村体験

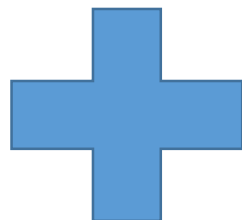


2024年度に小学生、中学生、高校生について現在の取組を倍増

➤ 総合的な情報を集約・発信する拠点を全国に展開

① 特定地域との継続的な関わりを求める
都市住民等の創出・拡大
＜「ファン」づくり＞

② 副業・兼業として地域に関わる人材の活用
＜「しごと」づくり＞



コーディネート拠点
(関係案内所・案内人)

地域人材支援戦略パッケージ

- 地域企業の経営課題の解決に必要な人材マッチング支援を抜本的に拡充する地域人材支援戦略パッケージを推進。
- 具体的には、地域金融機関等による地域企業の人材ニーズの発掘の強化、人材の送り出し元となる東京圏の企業の開拓・連携強化等により、副業・兼業等も含めた多様な形態による地域への人材供給を大幅に拡大。

マッチング拠点

人材ニーズの発掘等

人材ニーズ情報の提供

地域企業等
(中堅・中小)

民間人材会社等
(職業紹介事業者)

人材の紹介・マッチング

個人が登録

②地域企業の人材ニーズ 発掘の抜本的拡充

- ・地域企業の経営支援
- ・丁寧な人材ニーズの発掘

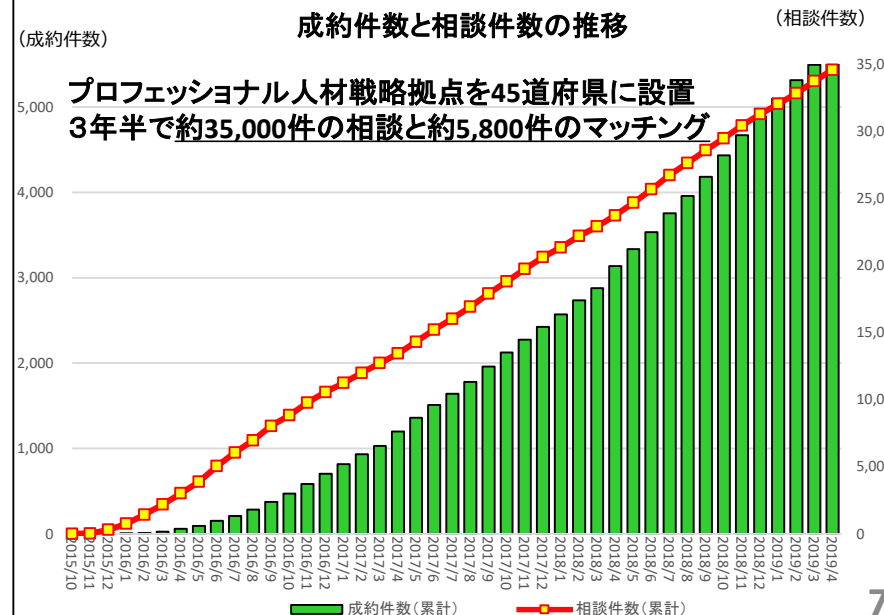
③送り出し側の取組強化

- ・送り出し側の環境整備
(副業・兼業への対応)
- ・協力企業の大幅拡大

①マッチング拠点の機能強化

- ・従来のプロフェッショナル人材拠点に加え、地域金融機関等の協力も得て、新たな先導的事業を検討。

プロフェッショナル人材事業



民間資金の地方還流・地方への企業の本社機能移転の強化

- 2019年度が期限である企業版ふるさと納税、地方拠点強化税制について、今後の取組を検討。

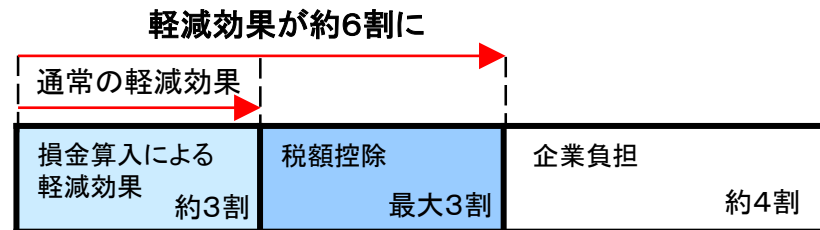
企業版ふるさと納税の活用促進による民間資金の地方還流

- 手続の抜本的な簡素化・迅速化をはじめとして、更に寄附しやすくなるよう検討。

制度概要

＜企業版ふるさと納税＞

- 地方公共団体が行う地方創生のプロジェクトに対する企業の寄附について税額控除の優遇措置をするもの（2016年度～2019年度）



事例①（人材育成）

岡山県玉野市

㈱三井E&Sホールディングスからの寄附（6,500万円）を受け、市立高校に工業系学科を新設し、ものづくり人材を育成。



事例②（インバウンド推進）

ガイドの育成（岩手県遠野市）、海外プロモーション（奈良県）等。

事例③（被災地支援）

臨時スクールバスの運行や復興イベント（広島県呉市）、自主防災組織の支援（岡山県）等。

地方への企業の本社機能移転の強化

- 東京から地方への企業の本社機能移転等の加速化に向け、様々な施策を総動員した、総合的かつ抜本的な方策について検討。

制度概要

＜地方拠点強化税制＞

- 東京一極集中を是正する観点から、企業の管理部門や研究所などの本社機能を、東京23区から地方へ移転する場合や地方において拡充する場合に、設備投資減税（オフィス減税）や雇用促進税制等により支援するもの。



Society5.0の実現に向けた技術の活用

- Society5.0の実現に向けた技術の活用を、強力に推進。
- 支援窓口を内閣官房に設置し、関係省庁が連携して推進。

Society5.0の実現に向けた技術(未来技術)の地方における実用化イメージ

課題解決

自動運転×AIヘルスケア ⇒ 住民生活の質の向上

自動運転車を活用した地域交通の多様化やAIを活用した住民イベントによる外出誘因を通じた、**生活の利便性向上・ヘルスケア推進**。

スマート農業×ドローン物流 ⇒ 産業等の生産性向上

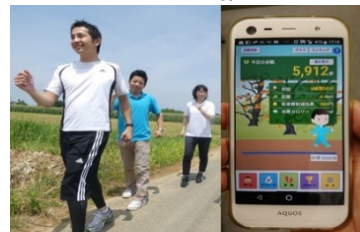
ロボットトラクタによる農作業の自動化・効率化、ドローンによる生活物資等の自動配送等を通じた**地方の労働力不足に対応した地域経済の活性化**。

未来技術

無人電動カート活用による 新交通システム構築



AIを活用した住民主体の ヘルスケア推進



ロボットトラクタによる 農作業の自動化・効率化



ドローン配送による 物流効率化・住民の利便性の向上



支援窓口を創設し、地方公共団体・関係省庁間の連携を強化

5G基盤活用の最大化

未来技術活用の基盤となる**5G基地局の整備の支援**や**光ファイバ等の整備促進**を実施 等

支援窓口

①**地方公共団体への
ハンズオン支援**

②**関係省庁間の政策連携**

デジタル人材の育成・確保

情報通信関連の事業者やメーカー職員等を活用した**技術専門家等を地方公共団体に派遣する「ふるさと応援人材派遣制度(仮称)」の創設**、地域情報化アドバイザー制度の推進 等

データの利活用

RESASの活用促進、観光・イベント情報など**静的データ**や混雑情報など**動的データの迅速な提供**を推進 等

地方における実用化・普及支援

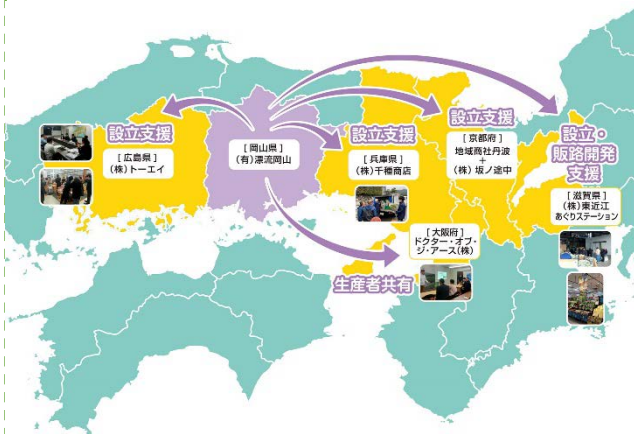
全国的なモデルとなり得る新たな社会システムづくりにチャレンジする取組について、**地方創生推進交付金による新たな支援の仕組みを検討**、首長等向けに活用事例集を送付し周知啓発 等

地方創生の担い手組織との協働

- 地域において地方創生の担い手組織が増加。一方、地域再生法に基づき地方公共団体が指定している地域再生推進法人は全国で20法人(平成30年3月末内閣府調査)のみ。
- 様々な取組を行う組織を、①取組内容等に応じて類型化した上見える化、②全国的なネットワークの構築によるノウハウの横展開を可能にすることで、地方創生を担う組織・人材を更に増大。

地方創生の担い手組織(例)

事例1(地域商社) 有限会社 漂流岡山



出典: 有限会社漂流岡山

地域密着型の「コンパクト型地域商社」の活動を通じて農業の計画生産化、所得の向上・安定、若手農家の事業化を支援。

同時に近畿・中国地方への取組の横展開の支援にも注力。滋賀で立ち上げた地域商社(株)東近江あぐりステーションは年商6億円規模まで成長。

事例2(起業支援) NPO法人 おっちLABO



出典: NPO法人おっちLABO

雲南市が開講した次世代育成事業「幸雲南塾」の卒業生が中心となり、若者の起業や地域活動を支援するNPOを設立。

「幸雲南塾」の取組では、全国各地の起業家からノウハウを学ぶケーススタディや、ネットワークとビジネススキルをもつ「コーディネーター」による伴走支援等を通じて、地域課題解決に向けた起業等を支援。

事例3(移住支援) NPO法人 Totie



出典: NPO法人 Totie

出典: 小豆島町

小豆島住民と将来の小豆島住民に対して、空き家の改修・補助や移住・定住に関する事業を行い、UIターン者の増加、地域活性化に寄与することを目的とし設立。

移住体験施設の運営・移住者交流会や島ぐらしイベントの開催・行政と連携した空き家バンクのサポートなど、移住希望者と地域住民をつなぐ活動を展開。

地域の将来を支える人材育成のための高校改革

- キラリと光る地方大学づくりに加え、人生の選択を考える重要な時期である、高等学校に着目して地方創生を推進。

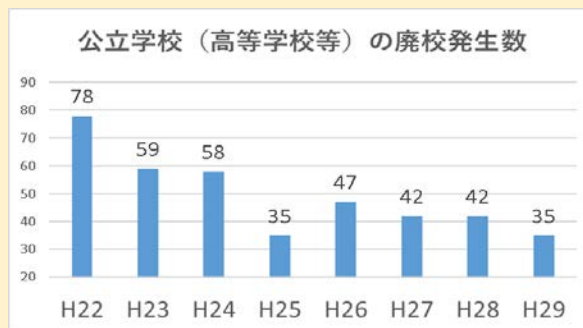
- 東京圏への転入超過は就学・就職時が多い。

15～19歳 約27,000人
20～24歳 約75,000人 } 全体の3/4

- 高校卒業段階で県内に留まる者は少ない。

【平均】 32.9%
【最高】 71% (愛知県)
【最低】 11% (和歌山県)

- 若者の減少により、高校維持が厳しくなる地域も存在。



文部科学省 平成30年度 廃校施設等活用状況実態調査より

- 選挙権年齢、成年年齢(民法)の20歳から18歳への引下げ。

<力をつける>

- ◆ 文章や情報を正確に理解する読解力など基盤的な力を確実に身に付ける

・遠隔教育など未来技術の活用
・教育の質の向上

<地元を知る>

- ◆ 「ふるさと教育」など、地域課題の解決を通じた探究的な学びを実現

・地域ならではの新しい価値を創造する人材
・グローバルな視点を持つ人材
・専門的な知識・技術を持つ人材 等

<地域と協働する>

- ◆ 地域の協働体制を構築

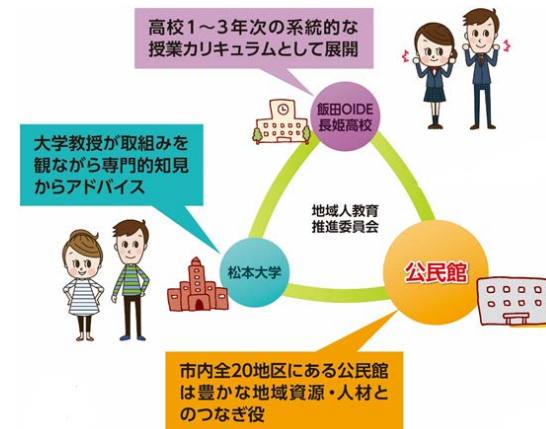
・広く関係者が一体となって関わるコンソーシアムの設置
・高校と地域をつなぐコーディネーターの検討 等

<地方を知る>

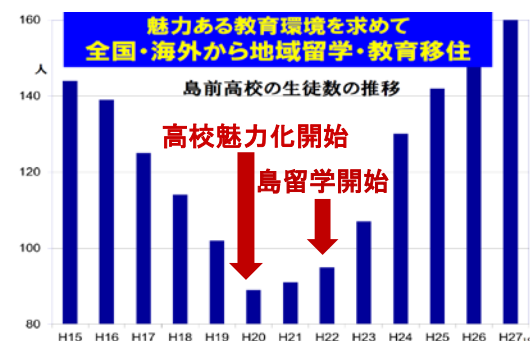
- ◆ 地域留学の推進

地域の特性を活かし、全国から生徒を受け入れ

地域人教育(長野県飯田市)



高校魅力化による人口増加 【島根県立隠岐島前高等学校(海士町)】



高校魅力化や島留学(地域留学)により、生徒数をV字回復。
これに伴い、家族での移住も増加。

個々人の希望をかなえる少子化対策／誰もが活躍できる地域社会の実現

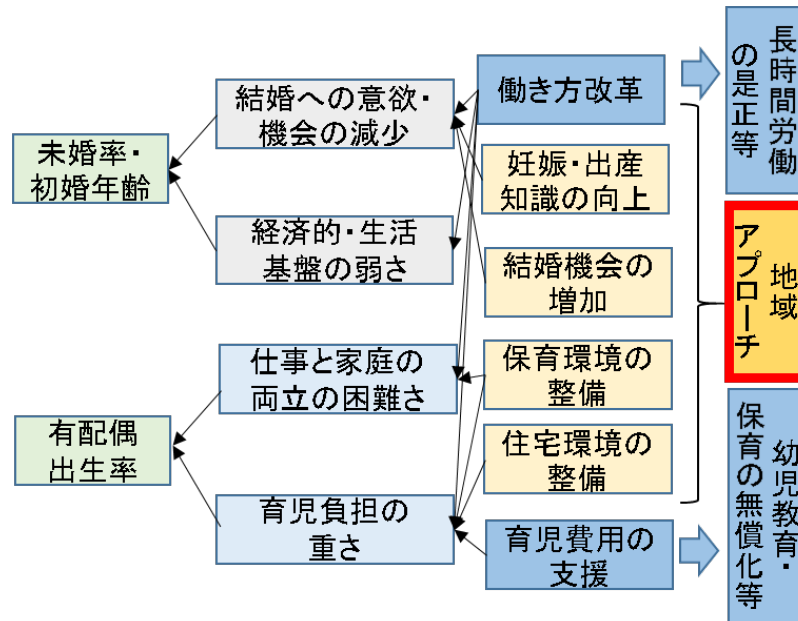
個々人の希望をかなえる少子化対策

経済的負担の軽減(幼児教育・保育の無償化等)や、働き方改革(長時間労働の是正等)などの国全体の取組に加え、地方創生の観点からの取組を推進。

○「地域アプローチ」による少子化対策の更なる推進

各地方公共団体が、地域ごとの課題を明確化し、これに対応した地域ごとのオーダーメイド型の少子化対策の取組を展開。

出生率に影響を及ぼす諸要因と対策



誰もが活躍できる地域社会の実現

女性、高齢者、障害者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会を実現。

○居場所と役割のあるコミュニティづくり(全世代・全員活躍まちづくり)

- ・ 誰もが交流できる「多世代交流」の場づくりを推進。
- ・ 「生涯活躍のまち」の更なる推進。

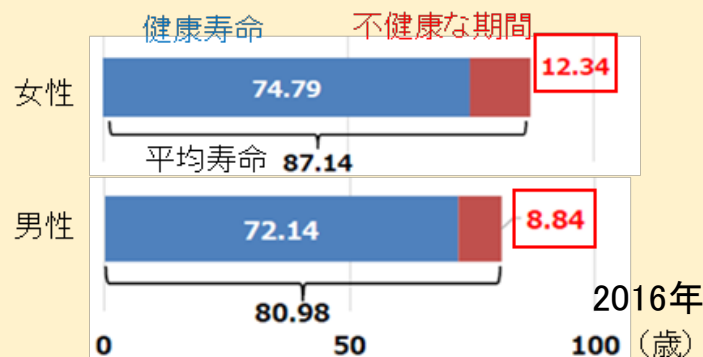


○外国人材の活躍と共生社会に対する支援制度

- ・ 新たな在留資格の創設に伴う外国人材の地域への定着に向け、外国人の受入れ・多文化共生社会の実現に取り組む地方公共団体を支援。
- ・ 在外の親日外国人材の掘り起こしや地方公共団体等との円滑なマッチングを支援。
- ・ 留学生による我が国での起業の円滑化を図るべく、入国・在留管理等に係る制度・運用の見直し等を進め、本年度中に結論。

- ラグビーワールドカップ(2019年)、東京オリンピック・パラリンピック(2020年)を契機として、「スポーツ・健康まちづくり」の取組を推進・発展。

- 健康寿命の延伸が課題である中、適度な運動による健康づくりが重要。



佐久びんころウォーク(長野県佐久市)

●スポーツツーリズム、スポーツを通じた交流を促進

- ・ プロスポーツチームを地域のイノベーション創出の核に
- ・ 「アウトドアツーリズム」や「武道ツーリズム」を強力に推進

<目標(2021年度)>

- ・ スポーツ目的の訪日外国人:250万人(2017年度:187万人)
- ・ スポーツツーリズム消費額:3,800億円(2017年度:2,702億円)

●地域のスポーツ資源を最大限活用

- ・ 各地域のスポーツ資源(施設・指導者等)をオープンデータ化
- ・ 民間事業者も巻き込んだ新たなビジネスの創出

●スポーツを通じた健康増進

- ・ スポーツ分野と医療・介護・福祉分野の連携
- ・ 「歩く」まちづくりの更なる推進、ブランディング化

関係省庁が連携して推進

スポーツ・健康まちづくり

国土交通省

厚生労働省

総務省

内閣官房

スポーツ庁

観光庁

経済産業省

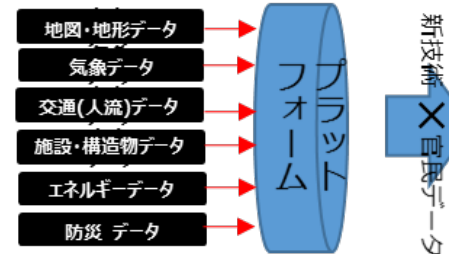
地域経営の視点で取り組むまちづくり

スマートシティ

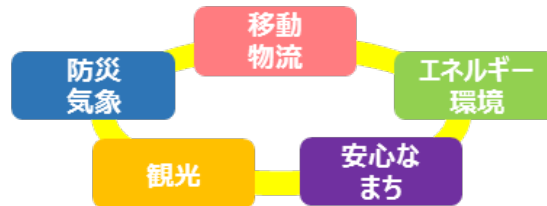
- AI、IoTなどの新技術や官民データの活用により、都市・地域課題の解決を図るスマートシティの取組について、モデル事業の実施や、官民連携のプラットフォーム構築等により推進。

<スマートシティの概念>

様々なデータを収集・見える化



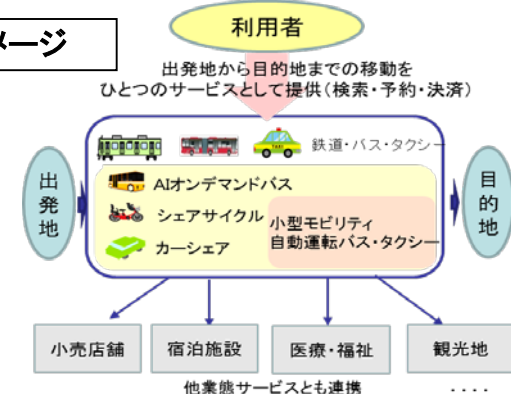
都市・地域全体を 分野横断的に最適化



MaaS

- 交通事業者間のデータ連携に関するルール整備や、シームレス化に必要な交通結節点整備等により、MaaSなどの新たなモビリティサービスのモデル構築や社会実装を推進。
※MaaS…Mobility as a Service の略

MaaSイメージ



居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり

- まちなかの歩行者空間の創出や都市空間の官民ボーダーレス化(※)の推進等により、まちなかに、ひとが集まる動機と居心地の良さがあり、歩きたくなるひと中心の空間を創出し、イノベーションの創出や地域消費の活性化を図る。

※公共空間の民間利用、民有空間の公的機能発揮



公園を芝生や民間カフェ設置で再生
(東京都豊島区)

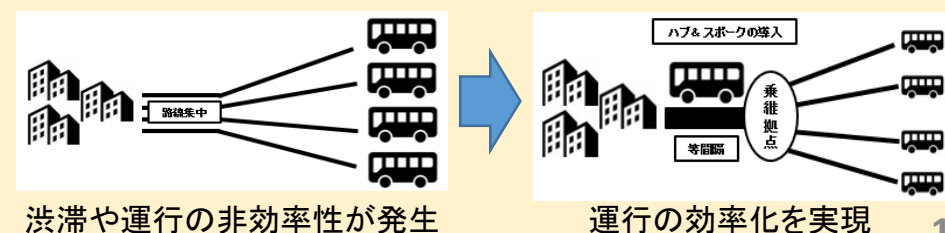


駅前の歩行者空間の創出(兵庫県姫路市)

地域交通を取り巻く課題への対応

- 地域の公共交通ネットワークの維持等のため、乗合バスなど交通事業者間の路線、運行間隔、運賃等についての連携・協働を円滑・柔軟に行うことができるよう、競争政策の見直しの観点から、具体的な仕組みを検討。
- 地域交通の維持・活性化に向けた取組を促進するための計画・支援制度等について、本年度中に制度改正等(※)に着手。
※地域公共交通活性化再生法の見直し等

【事業者間の連携・協働イメージ(路線ネットワークの再編)】



真庭市における「SDG s」の取り組みについて

1. SDG s（持続可能な開発目標）の歴史的経緯及び背景

①「持続可能性」の概念形成の歴史

- ・第二次世界大戦後、世界は物質的な豊かさを求めて、成長と繁栄の道を行ってきましたが、これに伴う南北問題（先進国と開発途上国の間の貧富の差）は拡大・深刻化していました。
- ・世界全体で貧困を解決し、食糧、教育など人間が生活するうえで最も基本的なニーズ（basic human needs）を満たすことが、まず解決すべき課題とされました。
- ・その一方で、「環境を多少犠牲にしても経済開発を優先すべき」という開発途上国の考え方と、「環境保全を優先すべき」とする先進国の間で対立が続きました。
- ・「持続可能な開発」は「将来世代のニーズを損なうことなく、現在世代のニーズを満たすこと」と定義されます。
- ・この2つのニーズの意味は、資源や環境などの「世代間の公平」に加え、南北問題や格差、公正など「世代内の公平」の実現が不可欠であることを説くものです。
- ・1989年、ベルリンの壁が崩壊し、同年の東西冷戦の終結、ソビエト連邦崩壊と急展開を見せながら、世界の長期的な安定と平和には、地球環境問題の解決が不可欠との認識が世界の指導者層に広がりました。
- ・その後、1992年に持続可能な開発における歴史的転換を生んだブラジル・リオデジャネイロで国連環境開発会議、通称「地球サミット（リオサミット）」が開催され、この会議がSDGsの「S」に相当するサステナビリティ（Sustainability、持続可能性）の概念が世界的に普及し始めるきっかけになりました。

②MDGs：ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals）

- ・2000年9月にニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットにて採択された国連ミレニアム宣言と、1990年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめられたものです。この目標は持続可能な開発目標（SDGs）に継承されました。

- ・地球サミットでは、約180の国と地域が参加し、現在の持続可能な開発に関する行動の基本原則である「共通だが差異ある責任」や「予防原則」、「汚染者負担の原則」などを収めた「リオ宣言」が採択されました。
- ・この背景には、1988年にIPCC（気候変動に関する政府間パネル）が設立されるなど、地球環境と人間活動の因果関係が科学的に明らかになってきたことも見逃せません。
- ・1997年には第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）にて京都議定書が採択され、地球温暖化対策の世界的な協調取り組みが実現し、環境問題は21世紀を目前に急速に対策が進んでいきます。
- ・一方、開発分野では市場経済メカニズムを組み込んだ途上国支援が一部の地域で成果を収めていたものの、依然として人口増大が進む中で抜本的な問題解決には至っていませんでした。
- ・2000年9月、国連は1990年代に開催された主要な国際会議・サミットで採択された国際開発目標を統合したミレニアム開発目標「MDGs（Millennium Development Goals）」をまとめます。
- ・MDGsは、2015年を年限として開発途上国の貧困・教育・健康・環境などを改善するための8ゴール、21ターゲットを掲げるものです。
 - ゴール1：極度の貧困と飢餓の撲滅 ■ゴール2：初等教育の完全普及の達成
 - ゴール3：ジェンダー平等推進と女性の地位向上 ■ゴール4：乳幼児死亡率の削減
 - ゴール5：妊産婦の健康の改善 ■ゴール6：HIV／エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止
 - ゴール7：環境の持続可能性確保 ■ゴール8：開発のためのグローバルなパートナーシップの推進
- ・MDGsは貧困の解消に対し一定の成果を挙げたものの、課題も残りました。
- ・例えば、1日1.25ドル未満で生活する極度の貧困にある人々の割合は、2015年には1990年に比べて

8.4 億人（世界人口約 12%）に半減しました。また、開発途上地域における教育の男女格差も一定程度改善できました。しかし、初等教育の完全普及や、5 歳未満児死亡率を 3 分の 1 にまで減らす目標は達成できませんでした。

・そして、MDGs の達成期間である 21 世紀に入り、社会経済のグローバリズムの進展の陰で都市の貧困や格差、人権などグローバリズムに取り残された人々の問題も明らかになってきました。

・持続可能な開発とは、もはや開発途上国だけの問題ではなく、先進国をも含む問題として顕在化してきたのです。加えて、課題解決には援助供与優先型の資金だけでは足りないことも明らかになってきました。

・「持続可能な開発のための資金に関する政府間委員会」（ICESDF）によれば、貧困根絶対策には約 660 億ドル、気候変動（緩和・適応）対策には約 8,000 億ドルがかかるとの試算もあります。

・持続可能な開発には、もはや環境と経済の両立が自明のことと考えられるようになりました。

・複雑化する世界の問題をどのように解決していけばよいか。この問いに答えるため、政府や国際機関だけでなく、市民社会や科学者などさまざまな声を集めて 3 年もの期間を費やし、MDGs の後継である「ポスト 2015 開発アジェンダ」が策定されました。

③ S D G s : 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）

・2015 年 9 月、国連サミットで採択された成果文章「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（通称：2030 アジェンダ）」の柱として、世界共通の 17 のゴール（目標）、目標ごとの 169 のターゲットから構成されています。

・国連に加盟している 193 の国・地域が 2030 年を期限に達成を目指すものです。

・2015 年、MDGs の後継として 2030 年までに達成すべき持続可能な開発目標、SDGs が誕生しました。

・SDGs の最大の理念は、「誰ひとり取り残さない（No one will be left behind）」です。

・この理念が示すように、SDGs は世界全ての人に共通する「普遍性」が特徴です。

・貧困の解決・飢餓の解決・教育などの社会目標、気候変動・エネルギー・生物多様性など環境目標、雇用・インフラ・生産と消費など経済目標に加え、不平等の解決・ジェンダーの平等・平和などが 17 の目標として体系的に整理されています。

ゴール 1～6 は、MDGs の諸課題を引き継ぐ開発途上国の中心的な課題です。

■ゴール 1. 貧困をなくそう ■ゴール 2. 飢餓をゼロに ■ゴール 3. 全ての人に健康と福祉を

■ゴール 4. 質の高い教育をみんなに ■ゴール 5. ジェンダー平等を実現しよう

■ゴール 6. 安全な水とトイレを世界中に

ゴール 7 以降は、経済、環境の側面から先進国にも関連性の高い課題が並んでいます。

■ゴール 7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに ■ゴール 8. 働きがいも経済成長も

■ゴール 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう ■ゴール 10. 人や国の不平等をなくそう

■ゴール 11. 住み続けられるまちづくりを ■ゴール 12. つくる責任つかう責任

■ゴール 13. 気候変動に具体的な対策を ■ゴール 14. 海の豊かさを守ろう ■ゴール 15. 陸の豊かさを守ろう

■ゴール 16. 平和と公正を全ての人に ■ゴール 17. パートナリシップで目標を達成しよう

・17 の目標には、それぞれに具体的な年限と行動目標が書かれた 169 のターゲットとその成果を測るための 232 の指標が設定されています。

・例えば、ゴール 1「貧困をなくそう」の第 1 ターゲット「1.1」では、「2030 年までに、現在 1 日 1.25 ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる」、ゴール 5「ジェンダー平等を実現しよう」のターゲット「5.5」では、それを測る指標として、「5.5.1 国会及び地方議会において女性が占める議席の割合」「5.5.2 管理職に占める女性の割合」などが挙げられ、具体的な年限と行動目標を示すことで国際社会の

強い決意を表すものになっています。

・SDGs の特徴の一つは、17 の目標にメッセージアイコンを作成し、言語の壁、世代の壁、セクターの壁を超えて、あらゆる活動や行動を可視化し、目標を共有し、誰もが使えるツールとして公開したことにあります。

・もう 1 つの特徴は「不可分性」です。（例えば、気候変動への対策も平和の確保も行わずに、飢餓ゼロを達成することはできず、全ての人に教育を提供しなければ、ジェンダーの平等は実現しないでしょう。）

・つまり、17 の目標は、互いに関連しあいながら総合的に取り組むことが大切であることを示しています。

④SDG s 推進に向けて

・国際社会は、これまで地球規模の課題に対して多国間による長時間の政治的交渉の末に、実施手段を含む多様なガバナンスルールを結んできました。

・しかし、温暖化防止では京都議定書以降、削減義務を負う数値目標の設定がなされないなど、世界は地球システムの制約の課題に対して野心的な行動を取れずにいます。

・その間にも、二酸化炭素濃度は上昇し続け、地球温暖化の進行とともに、気候変動による自然異変が地球全体で起き始めています。

・SDGs は、一義的な拘束目標や実施手段を設けずに、目標とターゲットは各国の国情、能力、開発水準を考慮に入れ、国内の政策と優先課題を尊重しながら、普遍的に適用することを原則としています。

・しかし、世界共通のものさしで自国の状況を測ることにより他国との比較や順位が容易になり、ある部分では後進的であると捉えられてしまうことには注意が必要です。

・SDGs は、まず大きな理想を掲げ、その理想に向かって全ての人々が行動を起こすためのまったく新しい考え方の下につくられたものです。

・「目標設定」による新たなグローバルガバナンスへの挑戦の成否は、国や自治体のみならず、企業、市民、NGO、科学者、次世代の若者、全ての参加にかかっています。

・地球が 100 年後も持続可能であり続けられるかどうか、まさにこの数十年の取り組みが分岐点といえます。

2. SDG s の位置づけについて

①日本におけるSDG s の位置づけ

- ・日本は、SDG1（貧困）、5（ジェンダー）、7（エネルギー）、13（気候変動）、14（海洋資源）、15（陸上資源）、17（実施手段）の7つのゴールについて達成度合いが低いと評価されています。
 - ・SDGs の理念である「誰一人取り残さない」は、我が国が主導してきた「人間の安全保障」の理念、誰もが活躍できる全員参加型社会、「一億総活躍社会」の構築と軌を一にしており、持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指します。
 - ・そのために、SDGs のゴールとターゲットのうち、日本の現状に合わせ、2016 年 12 月、SDG s 推進本部において、SDG s を日本の実情に合わせて再構築し、特に注力すべき 8 つの優先課題とその達成度評価と具体的な取り組み方針を明示する日本版「持続可能な開発目標（SDG s）実施指針」を策定しました。
- 1) あらゆる人々の活躍の推進 2) 健康・長寿の達成
3) 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
4) 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラ整備
5) 省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会 6) 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
7) 平和と安全・安心社会の実現 8) SDGs 実施推進の体制と手段（マルチステークホルダー・パートナーシップ）

②真庭市におけるSDG s の位置づけ（総合計画、施策・事業との整合性）

- 第2次真庭市総合計画「多彩な真庭の豊かな生活：真庭ライフスタイルの実現」：2015.01 策定
 - ・「理念」：誇り、許容性、持続可能性、安全安心、教育
 - ・「目標」：多様性を相互に尊重し、互いに応援しあう循環連携・共生社会の実現
 - ・総合計画の基本理念である「人間の安全保障」、「一人一人の暮らしが大事」、「互いの暮らし方を尊重し応援しあう」、「暮らし文化、人が暮らす環境を大切に引き継ぐ」、「地域資源を生かした地域内で循環し地域外と連携する経済づくり」、「教育と文化の力、コミュニティと市民の力を大切にする」といった考え方は、SDG s の「だれ一人取り残さない」、「環境・社会・経済の調和と一体的進歩」などの理念と軌を同じくしています。
 - ・「真庭ライフスタイル」として目指す人々の暮らしぶりや市民社会の在り方、あるべき「ひと・まち・市役所」の姿は、まさにアジェンダが示す「ゴール」と重なるものです。
- ①環境、社会、経済の3側面が調和的に進歩し平和が実現した社会
- ・開発と環境・自然の関係性の見直し、ジレンマ解消＝教養の増進によるひとの暮らし方、価値観の転換を2030年までに達成するという決意表明
 - ・「経済活動」の貢献すべき対象は「ひと」、目的は「全ての貧困の根絶」＝「平和」の実現
- ②「生存・生産・生活基盤」の充実
- ・人間の安全保障（平和・貧困根絶・防災・シビックプライド）、経済産業活動（資源・生産基盤・流通・販売・消費）、社会的通基盤（福祉医療・教育・文化・都市機能・自然環境）の永続的維持と自制的成熟
 - ・それぞれの人生を生きるステージとしての「まち」の価値を高める
 - ・自律、自立、教養によって地域社会が普遍性を持ち、共生社会・排他的でないコミュニティが実現する
- ※自信をもって真庭市で暮らすこと、皆に居場所があることが目標。そのうえで、今真庭で暮らす人々を「活動人口」にしていく。健康長寿、市民参加・協働共生社会の観点、さらに一人一人の存在感や価値、重さが増すといった文脈で推進。一人が1.5人分の重みや参加があれば「価値人口」は減らない。人口減少は「一人一人の価値・重さ」を増すことで克服可能といった前向きなビジョンを！
- ※市民のSDG s に関する取り組みを経済・社会・環境・地域貢献・社会参画に対する評価へと発展させる

<真庭SDGsパートナー制度 概要>

1. 真庭SDGsパートナー制度の目的

真庭市役所及び真庭市関係者等（真庭市のSDGsの取組に賛同する人、企業、団体）が連携し、真庭市におけるSDGsの取組のより一層の推進を図ることを目的として、SDGsパートナーになっていただける人、企業、団体を募集しています。

2. 真庭SDGsパートナーの活動内容

- (1)真庭市SDGs円卓会議（3ページ参照）への参加やSDGsの推進をお願いします。
- (2)市ホームページに真庭SDGsパートナー宣言書を掲載します。（個人は希望者）
- (3)真庭市関係者等からの申込で、真庭市ホームページと真庭市関係者等のホームページを相互リンクします。（企業・団体のみ）

3. 登録の流れ

- (1)真庭市関係者等は、真庭SDGsパートナー申請書・宣言書を真庭市に提出
- (2)提出いただいた書類を市役所総合政策課にて確認・受理

真庭SDGsパートナー制度 参加申込書（企業・団体用）

- ☐住所
☒企業・団体名称
☒代表者氏名
☐担当者氏名
☐連絡電話番号
☐メールアドレス

↑パートナーで共有する名簿を公開する場合、
公開しても良い情報に☑を入れてください

真庭SDGsパートナー制度に参加したいので、下記の事項について確認の上、関係書類を添えて提出します。

年 月 日

企業・団体名

代表者名

印

真庭市長 様

記

下記内容に☑を入れてください

- ☐ 本制度の規定に従うこと。
☐ 別紙の真庭SDGsパートナー宣言書について、記載内容に相違なく、真庭市ホームページ上で公開されることに同意すること。
☐ 法令等に違反していないこと。
☐ 市に納付すべき税を滞納していないこと。
☐ 暴力団又は暴力団の構成員でないこと。
☐ 相互リンクを希望する（希望する場合URL： ）

添付書類

- ☐ 真庭SDGsパートナー宣言書 別紙
☐ 「会社のロゴ」と「会社の外観や社員の集合写真等」を電子媒体で別途総合政策課あてにメールしてください（SDGsの普及啓発で使用させていただく場合があります。）。

その他

（ ）
※これまでに関わりのあった市の部署名や、真庭市との関わりなどをご記入ください。

真庭SDGsパートナー宣言書

企業・団体名

代表者名

次のとおり真庭市とともに持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献することを宣言します。

1 関係するSDGs目標（ゴール）（○を入れてください。）複数選択可

☐ 目標1 貧困の撲滅		☐ 目標2 飢餓の撲滅		☐ 目標3 健康と長寿の追求		☐ 目標4 質の高い教育の確保	
☐ 目標5 ジェンダー平等の達成		☐ 目標6 安全な水と衛生		☐ 目標7 エネルギーの確保		☐ 目標8 持続可能な成長	
☐ 目標9 産業とイノベーションの振興		☐ 目標10 社会的不平等の是正		☐ 目標11 持続可能な都市とコミュニティ		☐ 目標12 持続可能な消費と生産	
☐ 目標13 気候変動への適応		☐ 目標14 海洋資源の持続可能な開発		☐ 目標15 陸域生態系の持続可能な開発		☐ 目標16 平和と公正	
☐ 目標17 パートナーシップの推進							

2 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献する内容

企業・団体の事業等において、持続可能な開発目標（SDGs）の達成にどのように貢献するか、1で○を入れたSDGs目標（ゴール）の達成にどのように貢献するかなどを記載してください。

様式は市ホームページ「真庭SDGsパートナーを募集します」ページからダウンロードいただけます。



円卓会議の参加は、SDGsパートナー参加申込書・宣言書の提出をお願いします。
また、結成大会（10月27日(日)午後予定）についてのご参加も検討ください！

中山間地域における地方分散型のモデル地域を目指し、人口減少の抑制と年齢構成の偏在の解消に向け、既に効果が発現している地域エネルギー100%に向けた取組を強化。地域資源を活用したCLT等の木材需要拡大、バイオ液肥を活用した農業推進、独自の観光事業の促進など循環型の「回る経済」を確立する。

<取組課題>

地域資源を活用した
「回る経済」の確立

経済

木質資源

農業

観光

- 木質バイオマス発電の推進
- CLT活用等木材需要の拡大
- 資源循環・環境保全型農業の推進
- 観光地域づくり



バイオ液肥散布のようす



バイオマス発電所

三側面をつなぐ統合的取組
持続的発展に向けた
地方分散モデル事業

環境

<取組課題>

地域エネルギー自給率100%、
木質資源活用によるCO2排出量削減

地域エネルギー

- 持続可能な森林づくり、
- 生ごみ資源化
- マイクロ・小水力発電の推進

<取組課題>

環境に配慮した経済活動を行うことのできる人材育成

社会

人材育成

普及啓発

- 経済及び環境における学習機会の創出
- グローバル人材育成
- 資源の分別の推進



屋内運動場（北房小学校）



第五次環境基本計画の概要

環境基本計画について

- 環境基本計画とは、環境基本法第15条に基づき、**環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等**を定めるもの。
- 計画は**約6年ごとに見直し**（第四次計画は平成24年4月に閣議決定）。
- 平成29年2月に環境大臣から**計画見直しの諮問**を受け、中央環境審議会における審議を経て、平成30年4月9日に**答申**。
- 答申を踏まえ、**平成30年4月17日に第五次環境基本計画を閣議決定**。

現状・課題認識

- 我が国が抱える環境・経済・社会の課題は**相互に関連・複雑化**
- SDGs、パリ協定等、**時代の転換点**ともいえる国際的潮流

持続可能な社会に向けた基本的方向性

- SDGsの考え方も活用し、**環境・経済・社会の統合的向上を具体化**
 - 環境政策による、**経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーション創出**や、**経済・社会的課題の同時解決**に取り組む
 - 将来にわたって質の高い生活をもたらす**「新たな成長」**につなげていく
- 地域資源を持続可能な形で活用**
 - 各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う**「地域循環共生圏」**の創造を目指す
- 幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化**
 - これらを通じて、持続可能な循環共生型の社会（**「環境・生命文明社会」**）を目指す

施策の展開

- 分野横断的な**6つの「重点戦略」**（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定
- 環境リスク管理等の環境保全の取組は、**「重点戦略を支える環境政策」**として揺るぎなく着実に推進

我が国が抱える課題

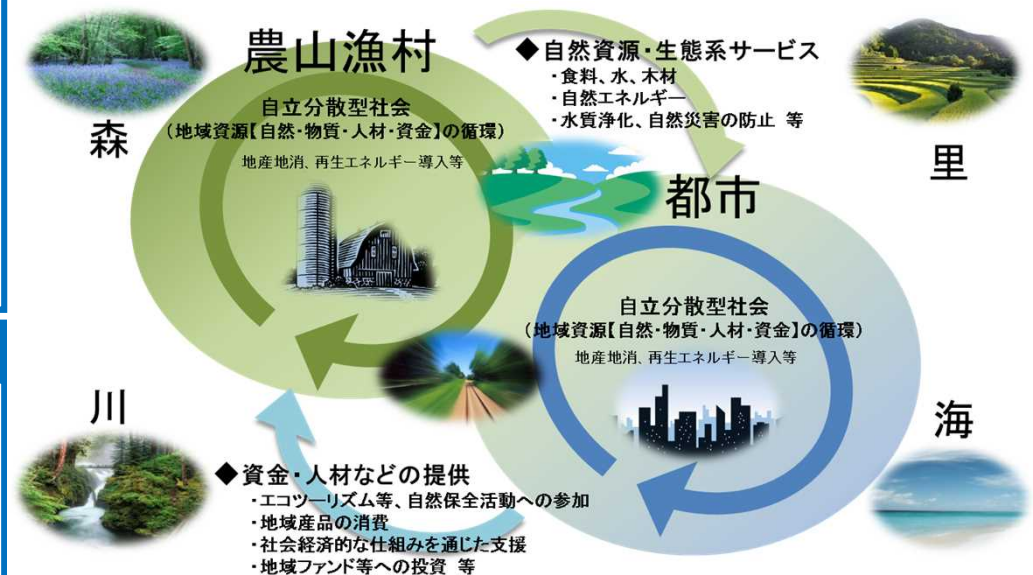


国際的な潮流



地域循環共生圏

- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
 - 地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成
 - 地域の特性に応じて補完し、**支え合う**



Ver. 25

オーガニック素材をベースとする素材イノベーション

平成 31 年度 地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた
地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の選定結果について

令和元年 5 月 30 日（木）

平成 31 年度 地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体について公募を行ったところ、66 件の応募があり、審査の結果 35 件を選定しましたのでお知らせします。

1. 事業の概要

本事業は、地域循環共生圏の構築に向け、今回選定された活動団体と連携し「地域の総合的な取組となる経済合理性と持続可能性を有する構想策定及びその構想を踏まえた事業計画の策定」、「地域の核となるステークホルダーの組織化」等の環境整備と一緒に取り組むとともに、地域循環共生圏づくりに資するプロフェッショナル人材や情報の集約、地域と企業等とのマッチング支援など、地域循環共生圏の創造を強力に推進する「地域循環共生圏づくりプラットフォーム」の構築を行うものです。

2. 審査方法

公募期間（平成31年 2 月 28 日（木）から平成31年 4 月 15 日（月））に応募のあった 66 件について、書面審査を実施し、外部有識者を含めた選考委員会にて以下の観点に基づき評価を行いました。

① 本事業への応募理由

- ・ 地域の現状と課題が適切に把握されているか。
- ・ 地域循環共生圏を活用して目指したい地域の姿が適切なものであるか。

② 活動内容

- ・ 活用したい（している）地域資源が適切なものであるか。
- ・ 経済性、持続可能性があるなど、実現したい事業が適正なものであるか。
- ・ 想定される地域の環境・経済・社会への効果（指標）が適切なものか。

③ 実施体制の適正性

- ・ 取り組み状況、進捗状況と今後のスケジュールが適切なものであるか。
- ・ 実施体制が適切なものであるか。

3. 選定事業

審査結果に基づき、予算の範囲内で 35 件を選定しました。選定団体一覧及び総評については別紙 1、別紙 2 を御参照ください。

環境省大臣官房環境計画課

代表 03-3581-3351

直通 03-5521-9265

室 長 岡野 隆宏（内線 6274）

課長補佐 森島 健人（内線 6250）

担 当 富山 竜生（内線 7225）

**平成31年度 地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた
地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の選定団体一覧**

	活動団体名	主な活動地域
1	長沼町	北海道夕張郡長沼町
2	特定非営利活動法人 仕事人倶楽部	岩手県北岩手9市町村(久慈市、二戸市、九戸郡軽米町、洋野町、九戸村、野田村、二戸郡一戸町、岩手郡葛巻町、下閉伊郡普代村)
3	一般社団法人 Reborn-Art Festival	宮城県石巻市
4	一般社団法人 サステイナビリティセンター	宮城県本吉郡南三陸町
5	会津森林活用機構 株式会社、 会津地域森林資源活用事業推進協議会	福島県会津地域13市町村(喜多方市、会津若松市、耶麻郡西会津町、磐梯町、猪苗代町、北塩原村、河沼郡会津坂下町、柳津町、湯川村、大沼郡三島町、金山町、会津美里町、昭和村)
6	小田原市	神奈川県小田原市
7	国立大学法人 富山大学	富山県富山市
8	七尾街づくりセンター 株式会社	石川県七尾市
9	根羽村	長野県下伊那郡根羽村
10	一般社団法人 スマート・テロワール協会	長野県上高井郡小布施町
11	浜松市	静岡県浜松市
12	伊豆半島ジオパーク推進協議会	静岡県伊豆半島15市町(沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、田方郡函南町、駿東郡長泉町、清水町)
13	富士宮市	静岡県富士宮市
14	裾野市深良地区まちづくりコンソーシアム	静岡県裾野市
15	おわせSEAモデル協議会	三重県尾鷲市
16	認定特定非営利活動法人 まちづくりネット 東近江(東近江市環境円卓会議事務局)	滋賀県東近江市
17	亀岡市	京都府亀岡市
18	環境アニメイティッドやお	大阪府八尾市
19	公益財団法人 地球環境戦略研究機関(IGES)	兵庫県宝塚市、川西市、川辺郡猪名川町
20	奈良市	奈良県奈良市
21	みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会	和歌山県田辺市、日高郡みなべ町
22	那智勝浦町	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
23	AMAホールディングス 株式会社	島根県隠岐郡海士町
24	真庭市	岡山県真庭市
25	エーゼロ 株式会社	岡山県英田郡西栗倉村

26	コウノトリ定着推進連絡協議会	徳島県徳島市
27	宗像国際環境会議実行委員会	福岡県宗像市
28	一般社団法人 九州循環共生協議会	福岡県朝倉市
29	鹿島市ラムサール条約推進協議会	佐賀県鹿島市
30	小国町（熊本県）	熊本県阿蘇郡小国町
31	熊本県、南阿蘇村	熊本県阿蘇郡南阿蘇村
32	奄美市	鹿児島県奄美市
33	徳之島地区自然保護協議会	鹿児島県大島郡徳之島町
34	宮古島市	沖縄県宮古島市
35	国頭村	沖縄県国頭郡国頭村

選考委員会の意見を踏まえた総評

- 本公募には、予想を上回る計 66 団体からの応募があり、優れた取組や野心的な事業計画を掲げる等、熱意ある団体が数多く見られ、地域循環共生圏への関心と意識の高まりを感じた。
- 地域循環共生圏の創造とその普及のためには、特色のある地域資源や固有の課題を抱えた地域が参考とできるよう、バラエティーに富んだ取組事例が必要である。
- このため、より間口を広げる必要があることから、予算の範囲内で選定する団体数を 35 まで増やすこととし、応募内容を精査したうえ選定した。
- 一方、支援チームの派遣については当初より団体数を絞り、確実な成功事例を形成することとする。
- 今回の選定は、将来性に重点をおいたものであり、選定団体はこれをスタートとして、本事業を通じて地域主体の統合的な地域循環共生圏の構想策定と具体的な事業化に努めること。
- 現時点の事業計画で不十分な点は、各団体と十分に議論を行い、事業を通して是正を図っていくべきである。
- 自走可能な取組とするためには、ビジネスの視点や資金の循環が必須であるため、地域金融機関や各種業界団体など「基幹的ステークホルダー」として巻き込んでいく必要がある。

以上

環境で地方を元気にする
地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業
キックオフミーティング発表資料

活動団体名：真庭市

活動地域：岡山県真庭市

活動におけるテーマ

真庭版地域循環共生圏の創造

地域循環共生圏を活用して目指す地域の姿

- ◆ 最上流部に位置する自治体の責務として、森里川海連携の推進
- ◆ 再生可能エネルギー自給率100%を目指したバイオマスの多様な活用

真庭版地域循環共生圏（真庭ライフスタイル）

多彩な地域性 + 多様な地域資源 + 住民の思い ⇒ 真庭ライフスタイルの実現



地域の現状と課題

地域の現状

◎ 地域の概要

- ・国立公園蒜山に源流を発する旭川の最上流部に位置する中山間の杜市
- ・市域の8割が森林で、西日本有数の木材の集散地（「里山資本主義・真庭の挑戦」がスローガン）

◎ 地域の特性（強み・弱み）

- ・木質バイオマス発電、CLT等の新産業、生ごみ由来の液肥の農業利用など、地域資源の循環利用の取組が評価され、SDGs未来都市に選定。「永続的な中山間地域」を目指す。
- ・地方創生への取組にかかわらず、人口減少と偏在化が進行。人口減少対策が最大の課題

◎ 地域資源

- ・ジャージー酪農が支える蒜山の草原景観
- ・隈研吾氏設計のCLTオブジェを蒜山高原に移設
- ・北房のホタルや勝山の歴史的町並み
- ・真庭なりわい塾、起農スクールなどを通じたUターン者などの多彩な人材



課題

◎ 現状から考える地域の課題

- ・森林、草原、中山間、歴史的町並み、林業・バイオマス産業、Uターン者など多様な資源があるが、市域が広域（東京都23区の1.3倍）で、有機的な連携・活用が課題（EDIT MANIWAの推進）

◎ 今後取り組むべき課題

- ・森林資源のフル活用により、再生可能エネルギー自給率100%を目指す。
- ・環境学習、農業資源・草原景観の活用等による質の高い滞在型観光を推進。
- ・生ごみ由来の液肥の農業利用や瀬戸内海のカキ殻を利用した米づくりなど、有機資源循環や森里川海連携による農業をスマート農業技術により推進

◎ 地域循環共生圏を活用する課題

- ・リーサス（地域循環経済分析）を活用した「回る経済」の構築
- ・森里川海をテーマにした農業生産、環境保全活動等による人と資源の交流・連携
- ・産学官金連携によるSDGs、ESGの取組の推進

地域循環共生圏を活用して目指す地域の実現のために

真庭市SDG s 円卓会議

全市をあげてSDG s を推進するため、様々な
ステークホルダーの参加・関与を促進

地域循環共生圏推進体制

総合計画審議会

市内で農林、医療、福祉、教育、地域づくり等の取組を行っている幅広い方で構成

報告

調整

真庭市版地域循環共生圏モデル事業

森林バイオマスの
多様な活用事業

里山・里海
連携事業

広葉樹活用・地域
マイクログリッド
環境教育推進

瀬戸内海との交流
里海米のブランド化

多様な主体との連携のもと地域資源を活用し、
環境・社会・経済への課題解決に向けた事業

リーサスの活用
(課題抽出)

金融機関との連携
(ESG投資の推進)

流域連携
(ヒトモノ交流)

行うこと

真庭市版地域循環共生圏構想の策定

総合計画審議会とともに、地域資源により適切な規模の循環の形成を行い、【多彩な地域を、「モノ・カネ」が循環し、安全安心な生活ができる「まち」】を目指す、真庭市版地域循環共生圏構想を策定する。

ステークホルダーの組織化

地域資源の持続的な活用に向けて、市内外の多様な主体と積極的に連携・協力する体制を構築する。

構想を踏まえた実施計画の策定

モデル事業として、「バイオマスの多様な活用事業」、「里山・里海連携事業」の実施計画を経済合理性と持続可能性を踏まえて、関係者とともに作成

今後の事業取り組み予定

真庭版地域循環共生圏モデル事業

【里山・里海連携事業】

海と山は、いのちでつながっている
～里山・里海連携による「真庭里海米」の展開



【里山・里海の分布(環境省)】



【SDGsをテーマにした「真庭里海米」】

岡山県一の河川・旭川の源流の真庭市は、全国有数の里山の宝庫。アマモ再生に取り組む瀬戸内海の漁業者と連携し、森のミネラルで育まれたカキの殻を土壌改良剤として水田に還元する「真庭里海米」を生産。この取組と連動して、日本有数のホタルの里・真庭市北房地区でホタルの住み続けられる環境づくり等を推進。

また、ドローン等のスマート農業技術を活用したきめ細かな防除や効果的な施肥、土壌健全度分析等により、環境保全型農業の「見える化」を推進。

【ステークホルダー】

- ・瀬戸内かがらアグリ推進協議会（JAグループ岡山、岡山コープ、日生漁協、真庭市、備前市等）
- ・SDGs未来杜市・真庭スマート農業オープンラボ（農業者、岡山大学、農業高校、ドローン研修機関等）
- ・北房まちづくり会社（ホタルを活用した観光地域づくり）

【バイオマスの多様な活用事業】

再生可能エネルギー自給率100%を目指して
～持続的利用可能な「薪炭林」の復活



【間伐材・製材端材の集積基地】



【移動式鳥獣解体処理施設「ジビエカー」】

間伐材・製材端材に加え、森林面積の4割を占める広葉樹林を木質バイオマス発電燃料として循環利用（萌芽更新）するとともに、災害時にも地域に電力を供給できる「地域マイクログリッド」を導入し、再生可能エネルギー自給率100%を目指す（現行33%）。

整備された広葉樹林は、シカなどの鳥獣被害の緩衝帯となり、ジビエカーを活用し、高い衛生基準をクリアしたジビエの普及を図る。

【ステークホルダー】

- ・森林組合、素材生産業者（木材伐採、生産業者）
- ・真庭木材事業協同組合（木質バイオマス燃料調製）
- ・真庭バイオマス発電所、笠岡市・新見市等の木質バイオマス発電所（木質バイオマス燃料の需要先）
- ・中国電力、中国経済産業局（地域マイクログリッド）
- ・真庭地域猟友会（鳥獣対策、ジビエ利用）

スケジュール（令和元年度）

